

# 11

活性化情報誌



# 中小企業かごしま

2021 第797号

- 特集1 「SDGs」と「地球温暖化への取り組み」
- 特集2 鹿児島県の新型コロナウイルス対策状況
- 特集3 テレワークの進め方



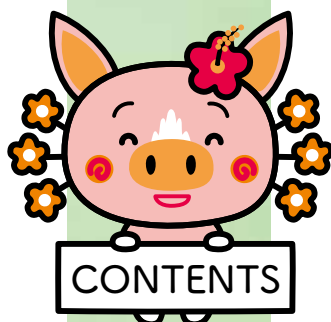
重豪、薩摩の科学技術の礎を築く

鹿児島県中小企業団体中央会

# 目次

---

特集1 「SDGs」と「地球温暖化への取り組み」	1
特集2 鹿児島県の新型コロナウイルス対策状況	19
特集3 テレワークの進め方	33
組合インタビュー	47
●鹿児島県素材生産業協同組合連合会	
元気を出そう！がんばれ中小企業	51
●～カフェ・ド・グリル～ サザンクロス	
中央会の動き	55
中小企業におけるデジタルトランスフォーメーションの活用	56
教えてぐりぶー！組合運営	57
●第79回 「組合の名称変更」について	
組合運営のスペシャリストを目指そう！	58
業界情報	59
令和3年9月 情報連絡員報告	
倒産概況	62
令和3年10月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定	63



## 「SDGs」と 「地球温暖化への取り組み」

最近ニュースなどでSDGs（エスディージーズ）という単語を目にする機会が増えていきます。このSDGsに強く関連するのが地球温暖化です。地球温暖化というと規模が大きすぎて自分とは遠い存在で、漠然としたイメージしかない方が多いのではないのでしょうか。しかし、地球温暖化は私たちの生活や仕事に密接に関わっています。

特集1では、(1)「持続可能な開発目標（SDGs）とは」にて、SDGsの概要と取り組み事例を紹介します。(2)「地球温暖化と環境変化への対策」では、地球温暖化による環境変化とその対策についてまとめました。そして(3)「鹿児島県における地球温暖化への取り組み」では、鹿児島県における地球温暖化への取り組みを紹介します。

### (1) 持続可能な開発目標（SDGs）とは

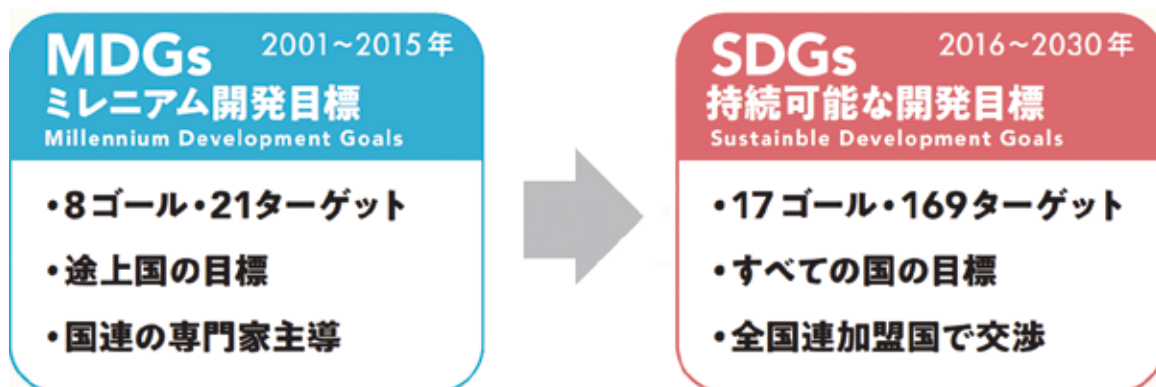
#### SDGsとは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載され、2016年からスタートしています。



17のゴール・169のターゲット・232の指標から構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

前身のMDGsは主として開発途上国向けの目標でしたが、SDGsは、先進国も含め、全ての国が取り組むべき普遍的（ユニバーサル）な目標となっています。これらの目標は、各国政府による取組だけでは達成が困難です。企業や地方自治体、アカデミアや市民社会、そして一人ひとりに至るまで、すべてのひとの行動が求められている点がSDGsの大きな特徴です。



【出典】 外務省 持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組



# SDGs 17のゴール

17のゴールは、a) 貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、b) エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、c) 地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダ、といった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGsは、これら「社会、経済、環境」の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。



## なぜ環境問題に取り組まなければならないのか

企業のSDGsへの取り組みが報じられていますが、そもそもなぜ企業が環境問題に取り組まなければならないのでしょうか？

それはウエディングケーキモデルで説明できます。SDGsの全17目標は「環境」・「社会」・「経済」に分類されます。まずベースとして「環境」があり、そのうえで「社会」生活が営まれ、さらに豊かになるための「経済」活動が行われます。積み上げると「ウエディングケーキ」のような形になります。

土台となる「環境」が崩れてしまえば、「社会」も「経済」も成り立たなくなってしまう。このことから企業が環境問題に取り組むことは、非常に重要であると考えられているのです。

### 【ウエディングケーキモデル】



【出典】 How food connects all the SDGs

## SDGs 実施指針の「8つの優先課題」

日本政府は、2016年12月にSDGs 推進のための中長期戦略である「SDGs 実施指針」を策定し、2019年12月に同方針の改定を行いました。SDGs 実施指針改定版では、これまでの4年間における日本の取組の現状分析に基づき、SDGs の17のゴールを日本の文脈に即して再構成した8つの優先課題と主要原則を改めて提示しました。

### 【8つの優先課題】

#### 人間 People

- 1 あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
- 2 健康・長寿の達成

#### 繁栄 Prosperity

- 3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- 4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

#### 地球 Planet

- 5 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
- 6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全

地球温暖化

#### 平和 Peace

- 7 平和と安全・安心社会の実現

#### パートナーシップ Partnership

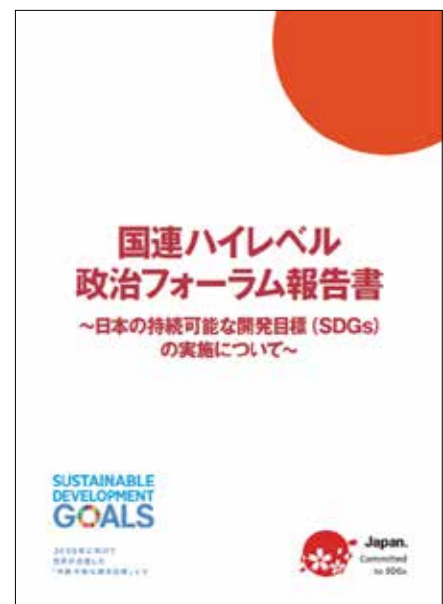
- 8 SDGs 実施推進の体制と手段

【出典】 外務省 持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組

## 組合とSDGsのかかわり

組合がSDGsに取り組む重要性は高いと言えます。国連の会議でも「ステークホルダーとの連携」として協同組合とSDGs（2030アジェンダ）との関係性が明記されています。

2030アジェンダの実施、モニタリング、フォローアップ・レビューに当たっては、省庁間や国と自治体の壁を越え、公共セクターと民間セクターの垣根も越えた形で、NPO・NGO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体、地方自治体、議員、科学者コミュニティ、**協同組合**等、広範なステークホルダーとの連携を推進していくことが必要である。





## SDGsの先進組合事例の紹介

### 魚町商店街振興組合（福岡県北九州市）

魚町銀天街は2018年8月、日本初の「SDGs 商店街」となることを宣言しました。SDGsが掲げる目標を達成するため、地域住民と協力しながら様々な取り組みを進めてきた結果、2019年12月には第3回「ジャパン SDGs アワード」（事務局：外務省）の最優秀賞であるSDGs推進本部長賞（内閣総理大臣賞）を受賞しました。

ホームページ (<https://uomachi.or.jp/>) では、SDGsへの取り組みを魚町SDGsプロジェクトメンバーが紹介しており、先進的な取り組みが非常に参考になるので、アクセスしてみてください。



内閣総理大臣賞を受賞

#### 取り組み内容

- ・商店街として「SDGs 宣言」を行い、「誰一人取り残さない」形でニーズに応えるイベントやサービスを様々なステークホルダーと連携しながら実施。
- ・ホームレス自立支援・障害者自立生活支援などの社会的包括に視点を置いた活動や、飲食店等と協力したフードロスの削減、規格外野菜の販売等の地産地消を推進。
- ・商店街内のビルをリノベーションし、若手起業家やワーキングマザーのための環境整備を実践。
- ・透過性太陽光パネルを設置して商店街の電力として活用。公共交通機関を利用した来店を促進。憩いの場所の新設や商店街内の遊休不動産を再生するリノベーションまちづくりを実施。



「SDGs 商店街宣言」を行った魚町商店街振興組合のみなさん

## 鹿児島県でSDGsに取り組んでいる組合員企業の紹介

### (株)オートパーツ伊地知（鹿児島県ELV協同組合）

(株)オートパーツ伊地知では、使用済自動車12,000台／年から、毎月1,200点のリユース部品の生産と500tの再資源化とリサイクル率99%を目指しています。

また、環境保全と3Rの大切さを、学生の職場受け入れの際に伝えています。

トラックパーツ事業部では、地産地消を目指し1点でも多く生産し販売の納品点数500点を目指し環境にやさしいリサイクル部品を提案しています。



#### 取り組み内容

- ・SDGs 宣言を行い、リサイクルに関する取組を実施
- ・年3回の献血活動を実施（年間50名以上）
- ・SDGs 勉強会など若手共育の実施（年6回）
- ・太陽光パネルの設置やオイル、ガソリンの処理（再利用）など、エネルギーのクリーン化
- ・中学生の職場体験受け入れの実施
- ・鉄アルミ、廃プラなどの再資源化やリユース部品の販売
- ・環境フェスタやかごしま環境未来館の地域まるごと共育講座などへの参加
- ・被災地の復興支援

#### 今後の取り組み

- ・年3回の献血活動を継続して実施
- ・小学校の社会科見学、中学校の職場体験を実施
- ・月1回の美化活動やかごしま環境未来館の地域まるごと共育講座への参加
- ・自動車のリサイクル99%を目指し、樹脂やガラスのリサイクルに努める



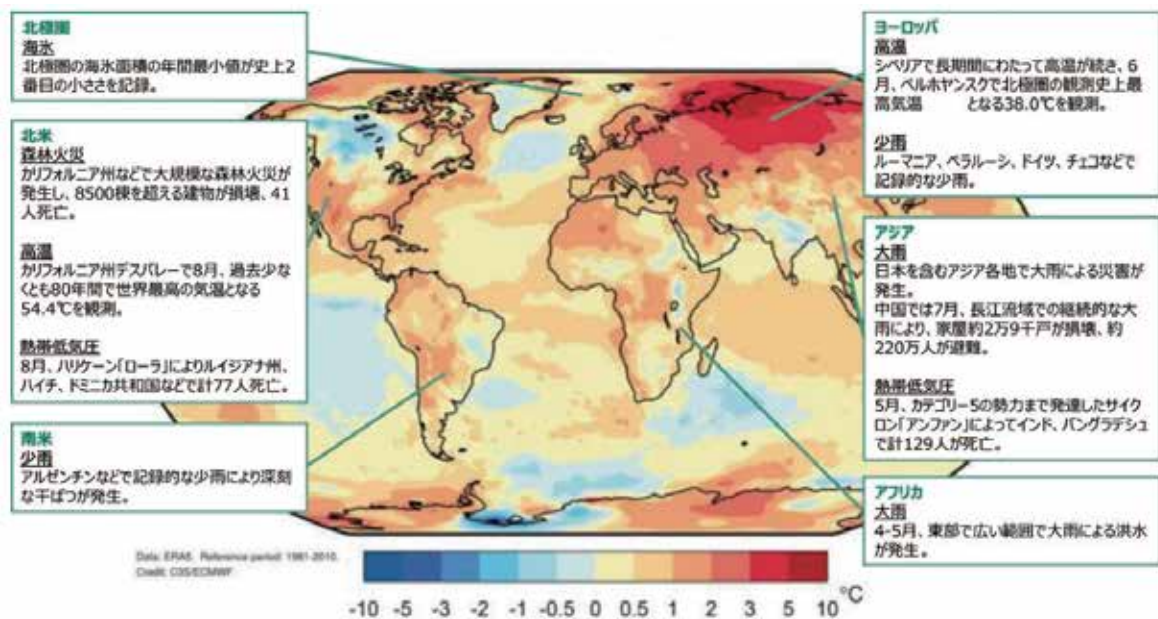


## (2) 地球温暖化と環境変化への対策

### 地球温暖化の問題とは

地球温暖化の問題は、地球規模で気温や海水温が上昇することで、平均的な気温の上昇のみならず、異常高温（熱波）や大雨・干ばつの増加などのさまざまな気候の変化を伴うことです。例えば、その影響は、早い春の訪れなどによる生物活動の変化や、水資源や農作物への影響など、自然生態系や人間社会にすでに現れています。

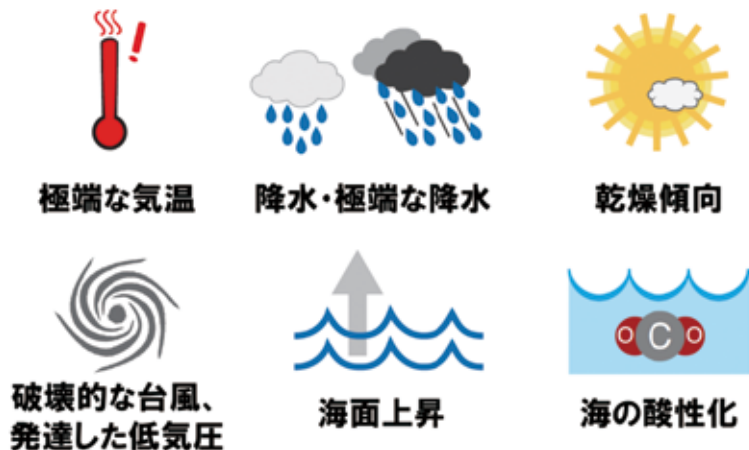
近年「100年に一度の大雨」などのニュースを多く目にするようになりました。このような異常気象は日本だけではなく、世界中で起こっている出来事です。



【出典】令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

将来、地球の気温はさらに上昇すると予想され、水、生態系、食糧、沿岸域、健康などでより深刻な影響が生じると考えられています。

これらの地球温暖化に伴う気候の変化がもたらす様々な自然・社会・経済的影響に対して、世界各国との協力体制を構築し、解決策を見いだしていかなければなりません。



【出典】環境省 COOL CHOICE 「気候変動の影響」

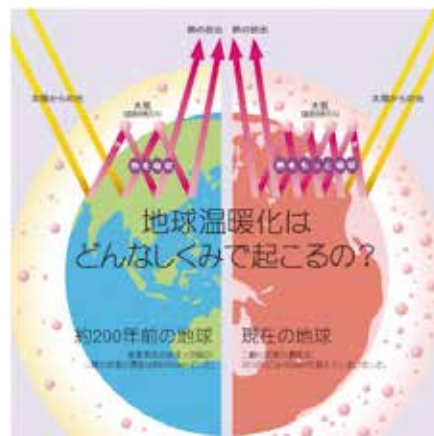


## 地球温暖化の原因

地球温暖化の原因は、人間活動による温室効果ガスの増加である可能性が極めて高いと考えられています。

大気に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスには、海や陸などの地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質（温室効果）があります。18世紀半ばの産業革命の開始以降、人間活動による化石燃料の使用や森林の減少などにより、大気中の温室効果ガスの濃度は急激に増加しました。この急激に増加した温室効果ガスにより、大気の温室効果が強まったことが、地球温暖化の原因と考えられています。

### 【地球温暖化が起こる仕組み】



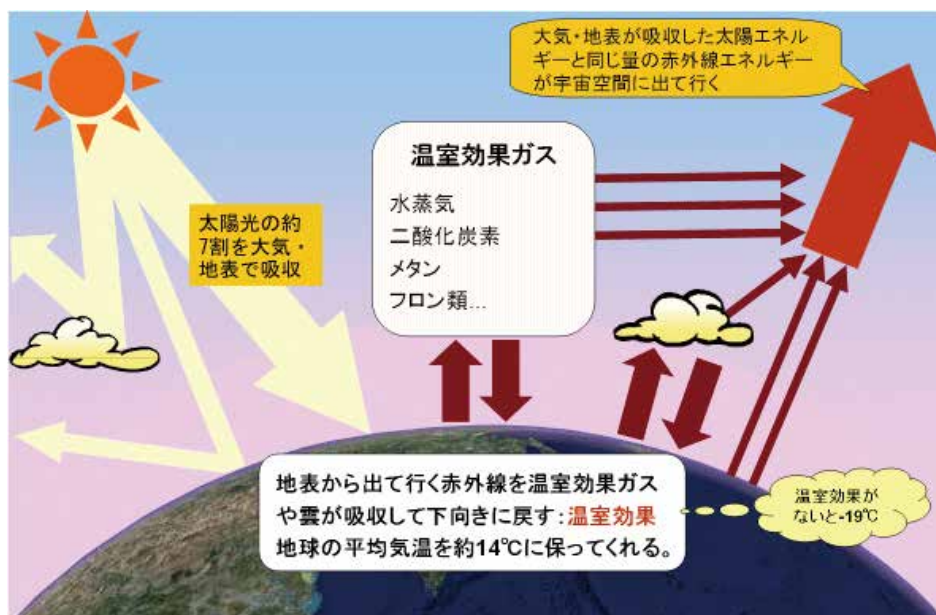
【出典】全国地球温暖化防止センター  
「地球温暖化のメカニズム」

## 温室効果とは

地球の大気には二酸化炭素などの温室効果ガスと呼ばれる気体がわずかに含まれています。これらの気体は赤外線を吸収し、再び放出する性質があります。この性質のため、太陽からの光で暖められた地球の表面から地球の外に向かう赤外線の多くが、熱として大気に蓄積され、再び地球の表面に戻ってきます。この戻ってきた赤外線が、地球の表面付近の大気を暖めます。これを温室効果と呼びます。

温室効果が無い場合の地球の表面の温度は氷点下19℃と見積もられていますが、温室効果のために現在の世界の平均気温はおよそ14℃となっています。大気中の温室効果ガスが増えると温室効果が強まり、地球の表面の気温が高くなります。

### 【温室効果の模式図】



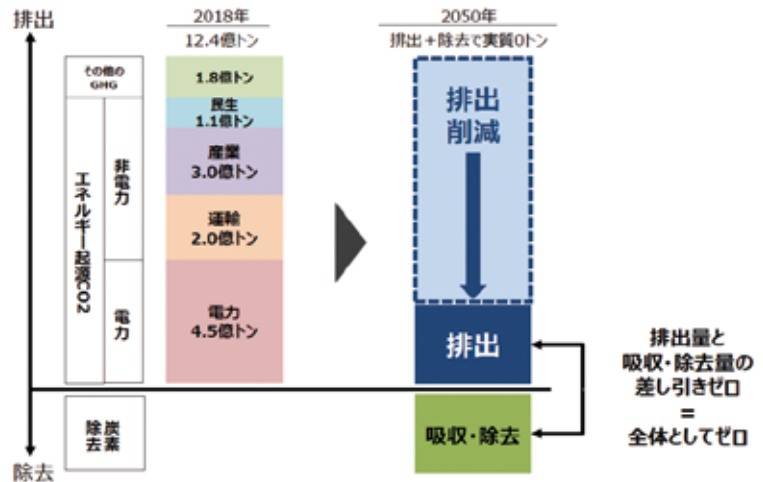
【出典】気象庁 「温室効果とは」

## カーボンニュートラルとは

カーボンニュートラルとは「温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること」を意味します。これは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

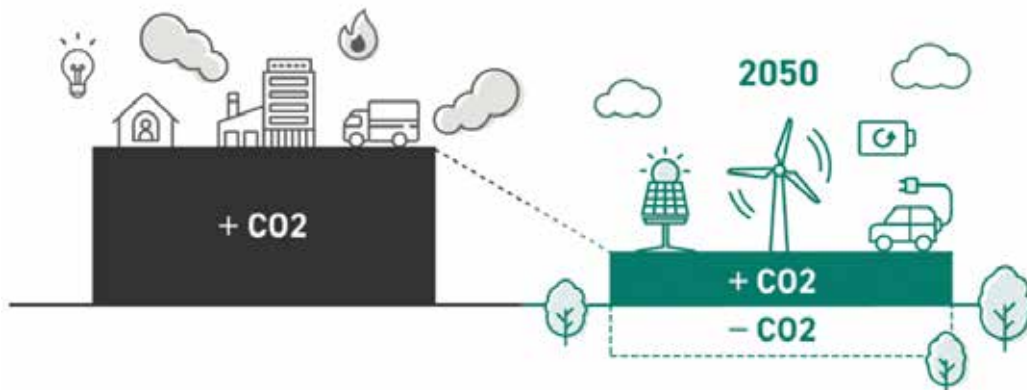
排出削減を行うとともに、排出せざるを得なかった分には同じ量を「吸収」または「除去」することで、差し引きゼロ、正味ゼロ（ネットゼロ）を目指しましょう、ということです。すなわち、「カーボン（炭素）」・「ニュートラル（中立）」を表しています。

### 【日本の温室効果ガス排出量の変化】



【出典】資源エネルギー庁「カーボンニュートラルって何ですか？」

### 【カーボンニュートラルのイメージ】



【出典】環境省 脱炭素ポータル「カーボンニュートラルとは」

## カーボンニュートラルに向けた世界の取組み

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて行われた2015年のパリ協定では、世界共通の長期目標として、『① 世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること（2℃目標）』、『② 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること』の2つが掲げられました。この実現に向けての取組みがカーボンニュートラルです。

日本は、2020年にカーボンニュートラルを宣言しましたが、これは日本だけが取り組んでいるものではありません。パリ協定をきっかけに120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げています。



## 【主要国のカーボンニュートラル目標】

	カーボンニュートラル目標	グリーン×成長戦略 の記載ぶり
日本	2050年 カーボンニュートラル <総理所信演説(2020年10月)>	成長戦略の柱に <b>経済と環境の好循環</b> を掲げ、 <b>グリーン社会の実現</b> に最大限注力（中略）もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、 <b>産業構造や経済社会の変革</b> をもたらし、 <b>大きな成長につながる</b> という発想の転換が必要です。 <第203回総理所信演説(2020年10月)>
アメリカ	2050年 カーボンニュートラル <2020年7月バイデン氏の公約>	高収入の雇用と公平な <b>グリーンエネルギー</b> の未来を創造し、 <b>近代的で持続可能なインフラ</b> を構築し、連邦政府全体で科学的完全性と証拠に基づく政策立案を回復しながら、 <b>国内外の気候変動対策</b> に取り組む。気候への配慮を <b>外交政策と国家安全保障の不可欠な要素</b> に位置付け。 <気候危機対応・雇用創出・科学的完全性の回復のための行政行動に関するファクトシート（2021年1月）>
EU	2050年 カーボンニュートラル <長期戦略提出(2020年3月)>	<b>欧州グリーンディール</b> は、公正で繁栄した社会に変えることを目的とした <b>新たな成長戦略</b> であり、2050年に温室効果ガスの <b>ネット排出がなく</b> 、 <b>経済成長が資源の使用から切り離された</b> 、近代的で <b>資源効率の高い競争力のある経済</b> 。 <The European Green Deal（2019年12月）>
英国	2050年 カーボンニュートラル <長期戦略提出(2020年12月)>	2世紀前、英国は <b>世界初の産業革命</b> を主導した。（中略）英国は、 <b>グリーンテクノロジー</b> （風力、炭素回収、水素など）に投資することで世界を <b>新しいグリーン産業革命</b> に導く。 <The Ten Point Plan for a Green Industrial Revolution（2020年12月）>
中国	2060年 カーボンニュートラル <国連総会一般討論(2020年9月)>	<b>エネルギー革命</b> を推進し <b>デジタル化</b> の発展を加速。経済社会全体の <b>全面的グリーンモデルチェンジ</b> 、 <b>グリーン低炭素の発展</b> の推進を加速。 <第14次五か年計画 原案(2020年11月)>
韓国	2050年 カーボンニュートラル <長期戦略提出(2020年12月)>	カーボンニュートラル戦略を <b>将来の成長の推進力</b> として利用 将来世代の生存と持続可能な未来のために、GHG排出量を削減するという課題は守らなければならない <b>国際的な課題</b> であり、この課題は <b>将来の成長の機会</b> と見なされるべき。 <韓国の長期低炭素発展戦略（2020年12月）>

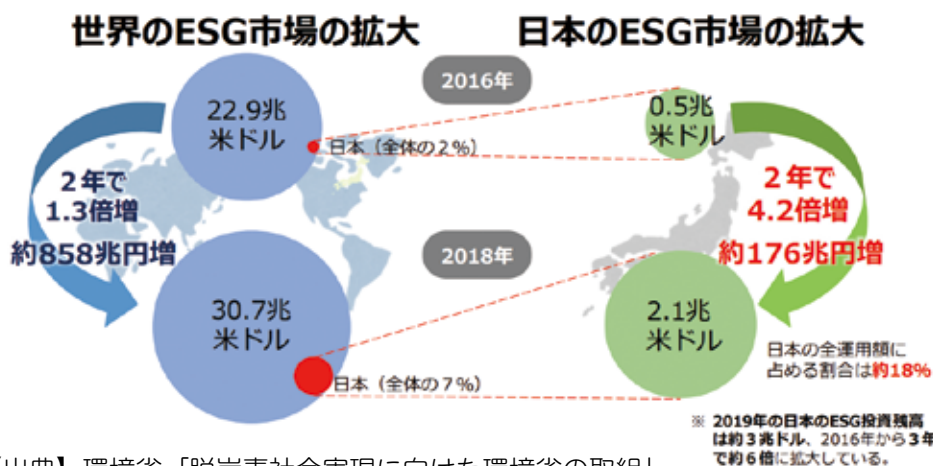
【出典】資源エネルギー庁「各国の削減目標と気候変動政策」

## ESG投資

カーボンニュートラルを目指す技術のイノベーションの開発には大規模な投資が行われています。とくに昨今では、**環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance)** を考慮して投資をおこなう「**ESG投資**」が世界中で拡大しているため、環境への配慮は企業にとっても取り組むべき重要課題となっています。

カーボンニュートラルへの挑戦は、世界のグリーン産業をけん引し、日本が掲げる「**経済と環境の好循環**」を生み出すカギになると期待されています。

### 【世界のESG市場と日本のESG市場の比較】



【出典】環境省「脱炭素社会実現に向けた環境省の取組」

## 脱炭素とは

カーボンニュートラル実現のためのキーワードである『脱炭素』とは、「二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を実質ゼロにすること」を指します。なお実質ゼロとは、温室効果ガスの排出を完全になくすということではありません。

これは、排出される量と森林などに吸収される量が同じ量であり、バランスがとれている状態になることを目指しています。このバランスがとれている状態を「カーボンニュートラル」といいます。

## 脱炭素の「国・地方脱炭素実現会議」

「国・地方脱炭素実現会議」では、国と地方の協働・共創による地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等について検討し、議論が行われています。

2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ（脱炭素で、かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を実現する行程）では、「①適用可能な最新技術で出来る重点対策を全国で実施」「②2050年に向けた地域の脱炭素ドミノの拡大」を2025年までの5年の集中期間に制作を総動員して行うことになっています。

今後、例えば「新たに建設する建物（住宅含む）には、太陽光発電パネルの設置を義務づける」など、私たちの生活に影響が出てくる可能性があります。

### 【地域脱炭素ロードマップ】



【出典】環境省 脱炭素ポータル「国・地方脱炭素実現会議」



## 脱炭素技術のために克服すべき課題

2050年カーボンニュートラル達成のためには脱炭素が必要であり、さまざまな既存の技術に加え、新しい技術を駆使して目標に近づけていかななくてはなりません。エネルギーを使う私たちも、エネルギーを低炭素・脱炭素なものへと転換するという意識を高めていくことが必要になるでしょう。そのための課題について紹介します。

### 【脱炭素技術のために克服すべき主な課題】

電力部門	発電	再エネ	➢ 導入拡大に向け、系統制約の克服、コスト低減、周辺環境との調和が課題
		原子力	➢ 安全最優先の再稼働、安全性等に優れた炉の追求、継続した信頼回復が課題
		火力+CCUS/ カーボンリサイクル	➢ CO2回収技術の確立、回収CO2の用途拡大、CCSの適地開発、コスト低減が課題
		水素発電	➢ 水素専焼火力の技術開発、水素インフラの整備が課題
		アンモニア発電	➢ アンモニア混焼率の向上、アンモニア専焼火力の技術開発が課題
産業部門	熱・燃料	電化	➢ 産業用ヒートポンプ、設備のコスト低減、技術者の確保、より広い温度帯への対応が課題
		バイオマス活用 (主に紙・板紙業)	➢ 黒液（パルプ製造工程で発生する廃液）、廃材のボイラ燃料利用の普及拡大に向け、燃料コストの低減が課題
		水素化 (メタネーション)	➢ 水素のボイラ燃料利用、水素バーナー技術の普及拡大に向け、設備のコスト低減、技術者の確保、水素インフラの整備が課題
		➢ メタネーション設備の大型化のための技術開発が課題	
	アンモニア化	➢ 火炎温度の高温化のためのアンモニアバーナー等の技術開発が課題	
	製造プロセス (鉄鋼・コンクリート・化学品)	鉄： 水素還元製鉄	➢ 水素による還元を実現するために、水素による吸熱反応の克服、安価・大量の水素供給が課題
		コンクリート： CO2吸収型 コンクリート	➢ 防錆性能を持つCO2吸収型コンクリート（骨材としてCO2を利用）の開発・用途拡大、スケールアップによるコスト低減、CO2のセメント原料活用（石灰石代替）の要素技術開発が課題
➢ セメントキルン（回転窯）からのCO2回収のための技術開発が課題			
化学品： 人工光合成	➢ 変換効率を高める光触媒等の研究開発、大規模化によるコスト低減が課題		
民生部門	熱・燃料	電化	➢ エコキュート、IHコンロやオール電化住宅、ZEH、ZEB等を更に普及させるため、設備コスト低減が課題
		水素化	➢ 水素燃料電池の導入拡大に向けて、設備コスト低減、水素インフラの整備が課題
		メタネーション	➢ メタネーション設備の大型化のための技術開発が課題
運輸部門	燃料 (乗用車・トラック・バスなど)	EV	➢ 導入拡大に向け、車種の拡充、設備コストの低減、充電インフラの整備、充電時間の削減、次世代蓄電池の技術確立が課題
		FCV	➢ 導入拡大に向け、車種の拡充、設備コストの低減、水素インフラの整備、が課題
		合成燃料 (e-fuel)	➢ 大量生産、コスト削減を実現する燃料製造方法等の技術開発が課題
	燃料 (船・航空機・鉄道)	バイオジェット燃料/ 合成燃料 (e-fuel)	➢ 大量生産、コスト削減を実現する燃料製造方法等の技術開発が課題
		水素化	➢ 燃料電池船、燃料電池電車の製造技術の確立、インフラ整備が課題
		燃料アンモニア	➢ 燃料アンモニア船の製造技術の確立
炭素除去	DACCS、BECCS、植林	➢ DACCS：エネルギー消費量、コスト低減が課題 ➢ BECCS：バイオマスの量的制約の克服が課題 (CCSの適地開発、コスト低減は双方共通の課題)	

※薄いピンクは技術革新が必要な項目

【出典】 資源エネルギー庁 「どんな技術が開発されているの？」

## (3) 鹿児島県における地球温暖化への取り組み

### 鹿児島県地球温暖化対策実行計画

鹿児島県では、本県の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等のための対策・施策を総合的かつ計画的に推進するため『鹿児島県地球温暖化対策実行計画』を策定しています。

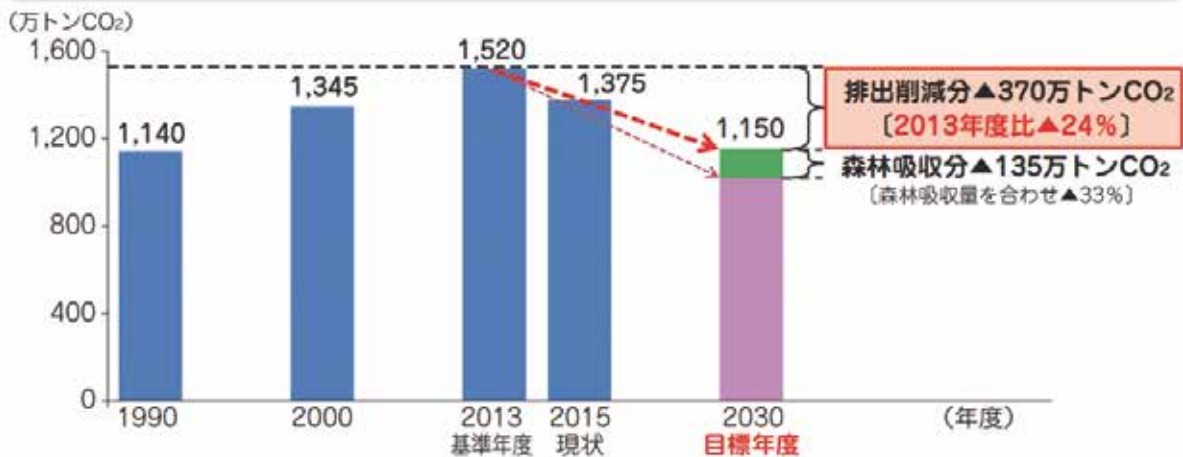
この計画では、温室効果ガスの排出削減目標を定め、その達成に向けて、県民・事業者・環境保全活動団体・行政等のそれぞれの役割に応じた具体的な行動指針などを定めています。併せて、気候変動の影響に対処するため、適応に関する基本的な方向性や適応策などを定めています。

なお、計画の期間は、2018（平成30）年度から2030年度までの13年間としています。

#### 1. 温室効果ガスの削減目標

##### 【全体の削減目標】

2030年度までに2013年度比で温室効果ガス排出量を**24%削減**させ、森林吸収による削減効果を合わせて**33%削減**させることを目指す。



##### 【各部門別削減目標】

単位：万トンCO<sub>2</sub>

部門	2013年度(基準年度)排出量	2030年度(目標年度) [現状すう勢ケース] 排出量	2013年度比(削減量)
産業部門	200	[174] 148	▲26% (▲53)
業務その他部門	344	[323] 239	▲31% (▲105)
家庭部門	187	[130] 99	▲47% (▲87)
運輸部門	455	[438] 357	▲21% (▲97)
エネルギー転換部門	40	[24] 21	▲49% (▲20)
その他部門	295	[291] 287	▲3% (▲8)
<b>合計</b>	<b>1,520</b>	<b>[1,379] 1,150</b>	<b>▲24% (▲370)</b>
森林吸収量(135万トンCO <sub>2</sub> )を含む	1,520	1,015	▲33% (▲505)

※四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

※現状すう勢ケース：現状から追加的な地球温暖化対策が行われないと仮定した場合のケース



## 2. 気候変動への対応策

鹿児島県は、本県において既に現れている気候変動の影響若しくは将来予測影響を踏まえ、以下のような適応策を実施していく方針を定めています。

なお、気候変動及びその影響の観測・予測等の実施や文献レビュー等による情報収集を継続して行い、影響評価を定期的実施し、その結果を踏まえ、各分野における適応策を検討・実施するとともに、その進捗状況を把握し、必要に応じて適応策を見直しています。

鹿児島県民が気候変動の影響について知ることは、日々の生活を安全・快適に維持できる等のメリットがあり、また**事業者にとっては事業活動を安定して維持できるメリットとともにビジネスチャンスにつなげられる**可能性があります。このことから、本県では県民・事業者への気候変動に関する情報提供と適応策の普及・啓発も行っています。

### 【自然生態系】

#### <野生鳥獣による影響>

ニホンジカ・イノシシの生息状況に係るモニタリング調査の実施、個体数管理に向けた計画的な捕獲の推進

#### <亜熱帯>

継続的なモニタリング調査の実施、サンゴ礁調査研究の促進、オニヒトデの継続的な駆除、マングローブ林の分布域の変化などの情報収集

#### <温帯>

環境変化を把握するための継続的なモニタリング調査の実施、サンゴ礁保全の重要性に関する普及・啓発、マングローブ林の分布域の変化などの情報収集

#### <在来種>

指定希少野生動植物の指定、保護監視活動の実施、羽数調査等を通じた渡り鳥の越冬地における異常の把握、新越冬地形成等の取組の推進、ウミガメの上陸回数の変化等の把握

#### <外来種>

外来種の侵入状況や被害の発生状況の把握、新たな侵入が予想される種も含めて注意喚起の実施等

### 【健康】

#### <健康>

「熱中症環境保健マニュアル」等の配布等による普及・啓発等

### 【国民生活・都市生活】

#### <水道・交通等>

緊急輸送道路等の整備、高速交通ネットワーク等の構築の推進

#### <暑熱による生活への影響等>

県自ら、夏の軽装(クールビズ)の取組、省エネルギー製品の導入促進、ライフスタイル改善の促進

### 【自然災害・沿岸域】

#### <洪水・内水>

河川整備(築堤・護岸等)の実施、県内各地に設置した雨量計等の観測データの県ウェブサイトでの公開等

#### <海面上昇>、<高潮・高波>

治山施設の整備、防波堤の改修・補強、漁港施設の機能強化整備等

#### <土砂流・地すべり等>

砂防関係施設の整備や防災情報の提供などハード・ソフト一体となった土砂災害対策の推進

### 【農業、森林・林業、水産業】

#### <水稲>

高温耐性をもった品種の育成や夏期の高温対策技術の開発・普及

#### <果樹>

温暖化を利用した果樹の簡易な保温技術による低コスト栽培技術や新たな作型の開発・普及

#### <病害虫>

発生予察の充実と予察情報の提供による適期適確な防除の促進等

#### <農業生産基盤>

排水路網の整備等

#### <山地災害、治山・林道施設>

水資源の確保上重要な水源地域等での治山施設の整備、森林整備等

#### <特用林産物>

温暖化に対応した栽培技術や病害虫防除技術の研究・普及

#### <海面養殖業>

海水温や赤潮情報の定期的なモニタリング等を通じた漁業者等への情報提供、養殖生け簀の避難や餌止めの指導等



## 鹿児島県環境技術協会

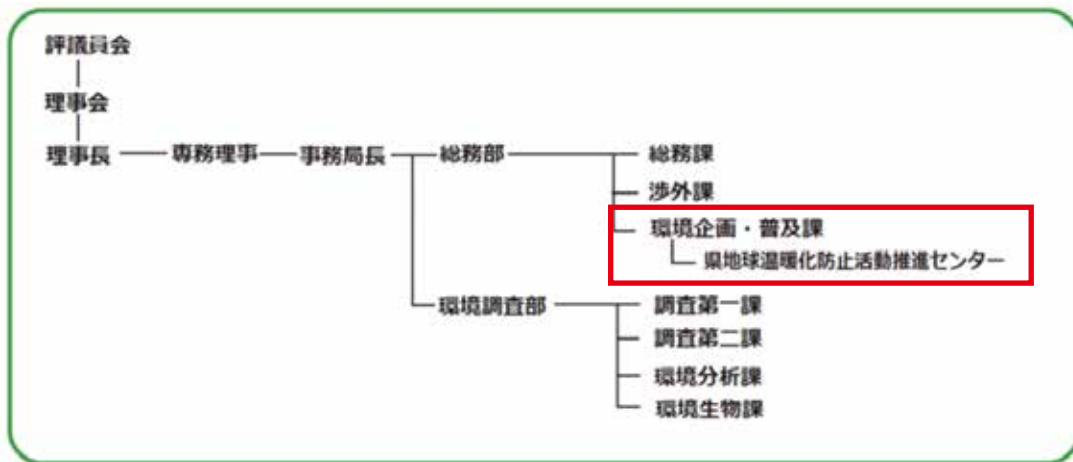
鹿児島県環境技術協会は、1973年5月に鹿児島県、市町村、商工三団体の支援により設立された、環境問題に総合的に対処できる県内唯一の公益的法人です。



環境調査、生物調査、環境分析、環境学習及び地球温暖化防止活動などに取り組み、鹿児島県の良好な環境の保全及び産業が発展する活力ある地域社会づくりに貢献しています。

### 1. 組織図

鹿児島県環境技術協会の組織図は以下のとおりです。地球温暖化対策に特化した部門として「環境企画・普及課：県地球温暖化防止活動推進センター事務局」があります。



### 2. 鹿児島県地球温暖化防止活動推進センター

平成16年6月1日鹿児島県において、地球温暖化を防止するための取り組みを普及していくための機関として、鹿児島県知事から一般財団法人鹿児島県環境技術協会が鹿児島県地球温暖化防止活動推進センターに指定されました。これは「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき指定されたもので、鹿児島県で地球温暖化防止活動に取り組む法的な根拠をもった唯一の拠点です。

鹿児島県地球温暖化防止活動推進センターは地球温暖化に関する普及啓発や教育、情報提供、調査などに取り組んでいます。

#### 鹿児島県地球温暖化防止活動推進センターの取り組み

- 地球温暖化防止活動推進員研修
- エコドライブ講習会
- 学ぶ環境体験学習塾の開催
- かがしまエコファンド制度運営
- 地域普及イベントへの参加
- 「ニュースレター 脱温通信」の発行
- かがしまこども環境大臣事業
- エコアクション21地域事務局かがしまとしての広報



### 3. 省エネ・省資源の推進

「環境レター（グリーン日記・手紙）」は、鹿児島県地球温暖化防止活動推進センターが行っている、省エネ・省資源の取り組みを進めるための事業です。省エネルギーや省資源に取り組む『グリーン日記』をつけて、どれだけ二酸化炭素を減らすことができるか挑戦し、また、環境保全（地球温暖化、ゴミ、水、自然など）やグリーン日記の活動を通して感じたことなどについて『手紙：環境レター』を記録します。令和2年度は鹿児島県内の小中学校35校から2,450名が取り組みました。

グリーン日記は、私たちも生活の中で気軽に始められる内容となっていますので、是非取り組んでみてください。

#### 【グリーン日記の取組内容】

<p>① エアコンの設定温度に気を付けた。(室温の目安28℃)  <small>冷房の設定温度を28℃にすると、CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)排出量を1日あたり132g減らせます。</small></p>		
<p>② 冷房は必要な時だけつけるようにした。  <small>冷房(エアコン)の設定温度28℃で使用時間を1時間短くすると、CO<sub>2</sub>排出量を1日あたり81g減らせます。</small></p>		
<p>③ エアコンのフィルタを掃除した。  <small>定期的(月に1、2回)に、エアコンのフィルタを掃除すると、CO<sub>2</sub>排出量を1日あたり18g減らせます。</small></p>		
<p>④ 照明を使わない時はこまめに消した。  <small>LEDシーリングライトの点灯時間を1日1時間短くすると、CO<sub>2</sub>排出量を1日あたり18g減らせます。</small></p>		
<p>⑤ テレビを見ていない時はこまめにスイッチを切った。  <small>液晶テレビをつけている時間を1日1時間短くすると、CO<sub>2</sub>排出量を1日あたり27g減らせます。</small></p>		
<p>⑥ 掃除機をかける前に部屋を片付けた。  <small>部屋を片付けてから掃除機をかけると、CO<sub>2</sub>排出量を1日あたり9g減らせます。</small></p>		
<p>⑦ 使わない電気製品は主電源を切った、またはコンセントを抜いた。  <small>主電源をこまめに切って待機電力を減らすと、CO<sub>2</sub>排出量を1日あたり64g減らせます。</small></p>		
<p>⑧ お風呂は家族で間隔を開けずに続けて入った。  <small>続けて入浴して追い炊きをしないと、CO<sub>2</sub>排出量を1日あたり238g減らせます。</small></p>		
<p>⑨ シャワーをこまめにとめた。  <small>シャワーの使用時間を1日1分短くすると、CO<sub>2</sub>排出量を1日あたり79g減らせます。</small></p>		
<p>⑩ 台所や手洗いで水を流しっぱなしにしなかった。  <small>顔や手を洗う時、水の流しっぱなしを減らすと、CO<sub>2</sub>排出量を1日あたり19g減らせます。</small></p>		
<p>⑪ 車の運転は加速や減速の少ないやさしい運転をするようにお父さん・お母さんに声をかけた。  <small>単円距離に余裕を持って加速の少ない運転をすると、CO<sub>2</sub>排出量を1日あたり186g減らせます。安全運転にもつながります。</small></p>		
<p>⑫ 出かける時は公共交通機関や自転車を利用したり、歩いたりした。  <small>2kmのマイカー利用をやめると、CO<sub>2</sub>排出量を1日あたり212g減らせます。</small></p>		
<p>⑬ 買い物をする時はマイバッグを持ち歩き包装が少ないものを選んで買った。  <small>マイバッグを持って行きレジ袋を使わないと、CO<sub>2</sub>排出量を1日あたり62g減らせます。</small></p>		
<p>⑭ 水筒やマイボトルを使って、ペットボトルの使用を減らした。  <small>水筒やマイボトルを使って、ペットボトルの使用を減らすと、CO<sub>2</sub>排出量を1日あたり6g減らせます。</small></p>		
<p>⑮ 冷蔵庫を開けている時間を短くした。  <small>冷蔵庫を開ける時間を短くすると、CO<sub>2</sub>排出量を1日あたり10g減らせます。</small></p>		
<p>⑯ ゴミを正しく分けて出した。  <small>ゴミの分別を徹底し、廃プラスチックをリサイクルして焼却量を減らすと、CO<sub>2</sub>排出量を1日あたり52g減らせます。</small></p>		

## エコアクション21

環境省では、中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法を提供する目的で、エコアクション21を策定し、その普及を進めてきました。

エコアクション21は、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合したものであり、エコアクション21に取り組むことにより、中小事業者でも自主的・積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境経営レポート」として取りまとめて公表できるように工夫されています。



### 1. エコアクション21に取り組むメリット

#### ① 総合的な環境対応が可能

エコアクション21ガイドラインには、『環境経営システム』、『環境への取り組み』、『環境コミュニケーション』の三要素がひとつに統合されています。そのため、ガイドラインに沿って取り組みを行うことで、環境への取り組みを総合的に進めることができます。

#### ② 経営面での効果

環境経営システムの仕組みを作り、継続的に改善していくことにより、環境面だけでなく、経費の削減や生産性・歩留まりの向上、目標管理の徹底等の、経営面での効果もあげることができます。

#### ③ 取引条件への対応／ビジネスチャンスの拡大

多くの企業が、環境への取り組みや環境経営システムの構築を取引条件の一つとしており、これに対応することができます。また、認証・登録にあたり自治体の補助を受けられる、入札参加資格審査での加点を受けることができる場合があります。

#### ④ 金融機関によるエコアクション21の関連融資

エコアクション21認証・登録事業者への低利融資制度を実施している金融機関があります。

#### ⑤ 社会からの信頼獲得

環境省のガイドラインに基づき、第三者機関の認証を受けることで、社会的な信頼を得ることができます。また、環境経営レポートを作成し、外部に公表することにより、取引先や消費者等からの信頼性が向上します。これは、企業の社会的責任（CSR）の一環にもなります。

#### ⑥ ロゴマーク使用によるPR

自社のパンフレット、カタログ、封筒、名刺、車両、会社看板等にロゴマークを使用することができるため、対外的に取組みをPRすることができます。

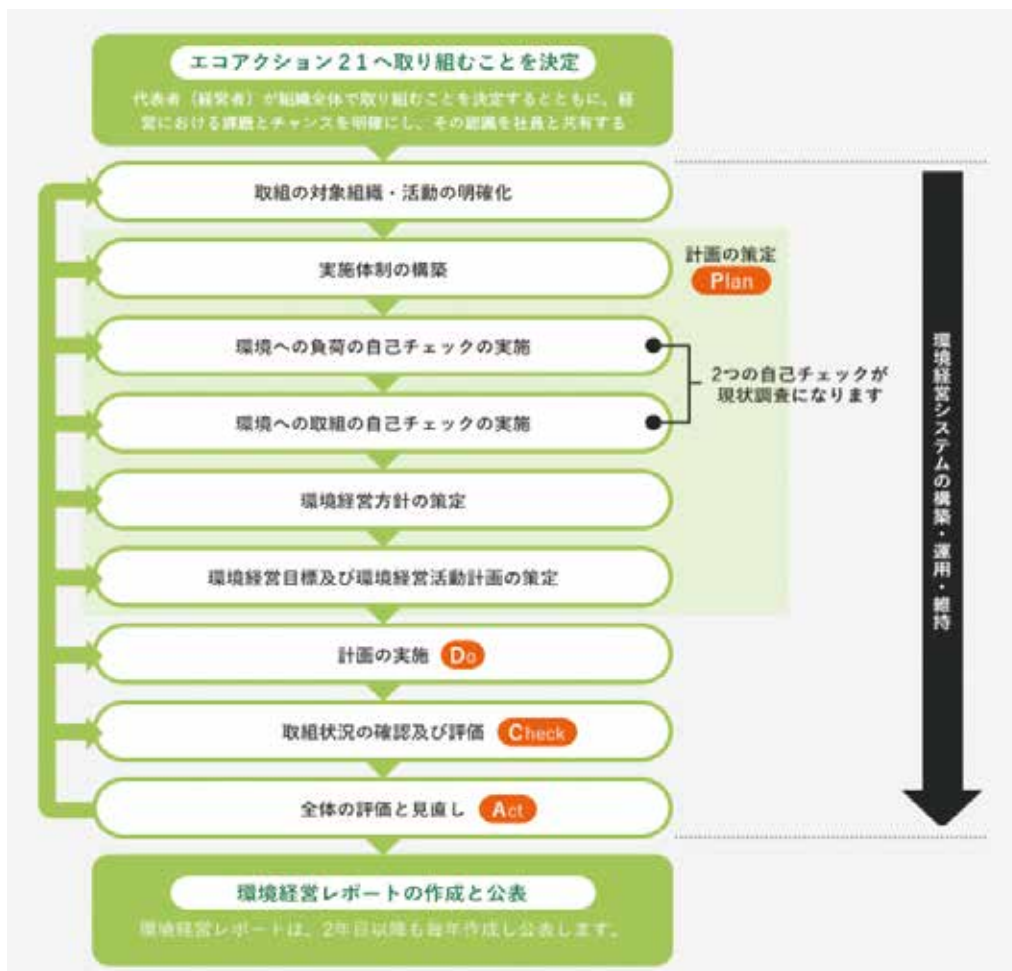


## 2. エコアクション21のサイクル

エコアクション21の取り組み方は、以下の図のとおりです。

環境経営システムの構築においては、計画の策定（Plan）、計画の実施（Do）、取組状況の確認および評価（Check）および全体の評価と見直し（Act）のPDCAサイクルを基本とし、この結果を環境経営レポートとして作成・公表します。以後、このサイクルを繰り返すことにより継続的改善を図っていきます。

### 【エコアクション21のサイクル】



【出典】一般財団法人 持続性推進機構 エコアクション21中央事務局「エコアクション21の取り組み方」

## 3. 鹿児島でのエコアクション21への取り組み

鹿児島県では、一般社団法人鹿児島県環境技術協会がエコアクション21の地域事務局となっています。エコアクション21についての説明会等を行うとともに、エコアクション21の認証を取得したい事業所（登録審査）や、すでに認証登録されている事業所の中間・更新審査の申込を受付けています。

詳細は、一般社団法人鹿児島県環境技術協会にお問い合わせください。

### エコアクション21地域事務局かごしま

〒891-0132 鹿児島市七ツ島一丁目1-5  
 TEL：099-284-6013 FAX：099-284-6257  
 mail：EA21\_KG@kagoshima-env.or.jp



## 鹿児島県の新型コロナウイルス対策状況

2021年6月～9月にかけて起こった新型コロナウイルスの第5波において、鹿児島県は独自の緊急事態宣言を発令し、国から「まん延防止等重点措置」が適用されるなど非常に厳しい環境にありました。今後も第6波が懸念されています。

そこで特集2では、(1)「これまでの新型コロナウイルスの影響」にて、第5波を中心とした新型コロナウイルスの影響と最近の鹿児島県の状況を振り返ります。そして(2)「県内市町村の各支援内容」では、2021年9月以降に更新された鹿児島県内の市町村の施策を中心に紹介します。

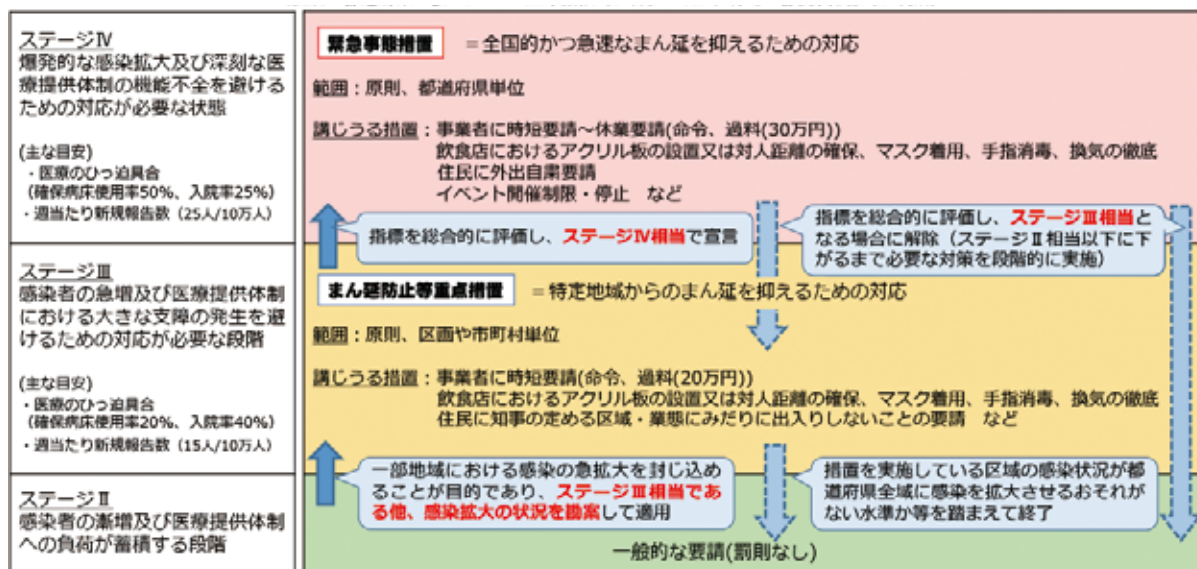
### (1) これまでの新型コロナウイルスの影響

#### 国の「緊急事態措置」と「まん延防止等重点措置」について

新型コロナウイルスの第5波では、「緊急事態宣言」の対象地域は21都道府県まで拡大し、鹿児島県も「まん延防止等重点措置」が適用されました。なお、緊急事態措置とは緊急事態宣言を受けて行われる措置のことです。

緊急事態措置とまん延防止等重点措置は、医療のひっ迫具合などの指標及び目安をもとに、都道府県ごとにステージが判断されます。

#### 【緊急事態措置とまん延防止重点措置】



【出典】 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策

緊急事態措置区域から除外された都道府県では、感染の再拡大を防止する観点から、対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで継続します。一方、感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等が講じられることになっています。



### 【緊急事態措置とまん延防止等重点措置の違い】

緊急事態措置		まん延防止等重点措置
ステージⅣ（感染爆発）相当	発令・適用の目安	ステージⅢ（感染急増）相当
都道府県単位	対象地域	知事が指定する市区町村や一部地域
時短と休業の要請・命令	飲食店対策	時短の要請・命令 (休業要請はできない)
30万円以下の過料	命令違反への罰則	20万円以下の過料
発令や期間延長、区域変更、解除の際の報告を法律で義務付け	国会報告	付帯決議で「速やかに報告すること」を要請

※国と県では、ステージを判断する目安の基準が異なります

## 鹿児島県の第5波への対応

鹿児島県は8月13日、新型コロナウイルスの第5波の感染拡大に歯止めがかからないとして、警戒基準を最高レベルの「ステージⅣ（感染者爆発的拡大）」に初めて引き上げ、新たに県独自の「緊急事態宣言」を発令しました。県民には不要不急の外出自粛や県外との往来自粛などを求めました。

これは、国の緊急事態措置の基準は満たしていないものの、連日100人を超える新規感染者数、県の警戒指標の4項目がステージⅣに到達したことなどから、総合的な判断で鹿児島県独自の緊急事態宣言となったものです。また、同時期に国から「まん延防止重点措置」が適用されました。こうした状況を受け、鹿児島県では以下のような形で、警戒を呼びかけました。

### 【緊急事態宣言及びまん延防止重点措置】（2021年8月13日～9月30日）

## 鹿児島県緊急事態宣言発令

警戒基準  
ステージⅣ  
(爆発的拡大)

#### 県民の皆さまへ

- ▶ 日中も含め、不要不急の外出を自粛
- ▶ 外出する場合、少人数で、混雑を避ける
- ▶ 県外との不要不急の往来自粛
- ▶ 家庭でもマスク着用など感染防止対策徹底

#### 若い世代の皆さまへ

- ▶ 20～30歳代の感染割合が高くなっています
- ▶ 希望する人は早めのワクチン接種を

#### 県外の皆さまへ

- ▶ 不要不急の来県は中止・延期を
- ▶ やむを得ず来県する際はPCR検査を

#### ～9/30まん延防止等重点措置等に伴う要請


措置区域（鹿児島市）	措置区域以外の市町村
飲食店に対する時短要請	営業時間：5時～20時
酒類の提供・加料：不可 ※第三者認証店も含む	酒類の提供：11時～19時 ※第三者認証店は通算営業も選択可
大規模集客施設等の集客制限など	
イベントの収容率・人数の制限など	

【出典】鹿児島県 新型コロナウイルス感染症

## 今後も感染症拡大を防ぐために

2021年11月1日現在、鹿児島県では6日連続新規感染者数ゼロが続いていますが、海外では感染者が急拡大している国もあります。また鹿児島県の警戒基準はステージⅡになっていますが、感染者数の増加によって医療体制が逼迫する恐れがあります。

こうしたことから、引き続き感染症拡大を防ぐための取り組みが求められます。



### 感染防止対策の徹底を

警戒基準

## ステージⅡ

### 感染防止へのご協力をお願いします

- ▶ 希望する方は早めのワクチン接種を
- ▶ 会食は少人数・短時間で第三者認証店の利用を
- ▶ 手指消毒・密の回避・こまめな換気の徹底を

感染状況の段階	ステージⅢ、Ⅳ移行への指標	講ずべき施策例																														
<p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">現在</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">ステージⅠ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者散発的発生</li> <li>・医療提供体制に特段支障なし</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">ステージⅡ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者漸増</li> <li>・医療提供体制の負荷が蓄積</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; color: yellow; font-weight: bold;">ステージⅢ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者急増</li> <li>・医療提供体制の支障を避けるための対応が必要</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">ステージⅣ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者爆発的拡大</li> <li>・医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要</li> </ul> </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">①医療の逼迫具合</th> <th style="width: 10%;">②</th> <th style="width: 10%;">③</th> <th style="width: 10%;">④</th> <th style="width: 10%;">⑤</th> <th style="width: 10%;">参考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="font-size: x-small;">最大確保病床の使用率</td> <td style="font-size: x-small;">入院率 ※</td> <td style="font-size: x-small;">重症者用の最大確保病床の使用率</td> <td style="font-size: x-small;">療養者数（人口10万人当たり）</td> <td style="font-size: x-small;">PCR陽性率（最近1週間）</td> <td style="font-size: x-small;">新規陽性者数（最近1週間・人口10万人当たり）</td> </tr> <tr> <td>20%以上</td> <td>40%以下</td> <td>20%以上</td> <td>20人以上</td> <td>5%以上</td> <td>15人以上</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>25%以下</td> <td>50%以上</td> <td>30人以上</td> <td>10%以上</td> <td>25人以上</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>25%以下</td> <td>50%以上</td> <td>30人以上</td> <td>10%以上</td> <td>25人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">※ 入院率は、療養者数が人口10万人当たり10人以上の場合に適用                  ※ 新規陽性者が、発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要な者が同日までに入院している場合には、入院率を適用しない</p>	①医療の逼迫具合	②	③	④	⑤	参考	最大確保病床の使用率	入院率 ※	重症者用の最大確保病床の使用率	療養者数（人口10万人当たり）	PCR陽性率（最近1週間）	新規陽性者数（最近1週間・人口10万人当たり）	20%以上	40%以下	20%以上	20人以上	5%以上	15人以上	50%以上	25%以下	50%以上	30人以上	10%以上	25人以上	50%以上	25%以下	50%以上	30人以上	10%以上	25人以上	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">講ずべき施策例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 基本的な感染予防の徹底                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ガイドラインの遵守、「三密」、「感染リスクが高まる『5つの場面』」等の徹底回避</li> <li>◆ 集団感染の早期封じ込め                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ クラスタが発生した地域・関連業種での実態把握と対策の促進（特に医療提供体制が脆弱な離島にあっては、早期に対応）</li> </ul> </li> <li>◆ 感染拡大地域への不要不急の移動自粛、感染拡大地域からの不要不急の来県自粛の要請</li> <li>◆ 病床、宿泊療養施設の確保</li> <li>◆ 保健所への人材の派遣・広域調整など</li> </ul> </li> <li>◆ 感染リスクの高い場面における接触機会の低減                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染拡大警報の発令（警戒メッセージの発出）</li> <li>➢ 「まん延防止等重点措置」の活用</li> <li>➢ 県外への不要不急の移動自粛、県外からの不要不急の来県自粛の要請</li> <li>➢ 飲食店への営業時間短縮要請 など</li> </ul> </li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 全面的な接触機会の低減                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県独自の緊急事態宣言の発令</li> <li>➢ 不要不急の外出自粛の要請</li> <li>➢ 飲食店及び大規模施設への営業時間短縮要請（緊急事態措置の場合は休業要請）</li> <li>➢ 新型コロナウイルス等対策特別措置法の対象施設に対する営業時間短縮等の働きかけ</li> <li>➢ 人との接触を制限する取組の推進要請など</li> </ul> </li> </ul> </div>
①医療の逼迫具合	②	③	④	⑤	参考																											
最大確保病床の使用率	入院率 ※	重症者用の最大確保病床の使用率	療養者数（人口10万人当たり）	PCR陽性率（最近1週間）	新規陽性者数（最近1週間・人口10万人当たり）																											
20%以上	40%以下	20%以上	20人以上	5%以上	15人以上																											
50%以上	25%以下	50%以上	30人以上	10%以上	25人以上																											
50%以上	25%以下	50%以上	30人以上	10%以上	25人以上																											

【引用】鹿児島県「感染拡大の警戒基準」



## (2) 県内市町村の各支援内容

鹿児島県の各市町村では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者のために緊急対策として各種施策に取り組んでいます。今回は[2021年9月補正予算等により更新](#)された、県内市町村が独自に実施しているコロナに関する支援策を中心に掲載しました。年間を通じて支援策を講じている市町村もありますので、最新の情報は各市町村のホームページや役場にてご確認ください。

なお、鹿児島県では新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける県内の事業者向け支援情報（鹿児島県パンフレット及び県内市町村支援情報）をまとめています。鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/af01/covid-19kinkyutaisaku.html>）にアクセスして、支援情報をご確認・ご活用ください。

鹿児島県パンフレット及び県内市町村支援情報

更新日：2021年9月14日

### 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける県内の事業者向け支援情報（鹿児島県パンフレット及び県内市町村支援情報）

#### 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

県では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者のために緊急対策として各種施策に取り組んでいます。このたび、事業者の皆様にご活用いただける施策をまとめたパンフレットを作成しましたので、ご活用ください。また、県内市町村が独自に実施している各支援策についても、このページにまとめております。こちらも併せて併せてご活用ください。

↓↓↓[こちらをダウンロードしてください](#)

- 事業者向け県民啓蒙パンフレット（令和3年9月9日現在）
  - 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける鹿児島県内の事業者向け支援情報（PDF：246KB）
- 県内市町村の各支援内容（令和3年8月20日現在）
  - 協力金・助成金・給付金等の支援 [EXCEL（EXCEL：49KB）](#) [PDF（PDF：283KB）](#)
  - 融資・貸付の支援 [EXCEL（EXCEL：20KB）](#) [PDF（PDF：87KB）](#)
  - プレミアム商品券等の消費喚起策 [EXCEL（EXCEL：37KB）](#) [PDF（PDF：220KB）](#)

## 鹿児島市

### 家賃支援金

事業概要	全国的な新型コロナウイルス感染拡大、県による営業時間短縮要請（8/6、8/18、9/9 要請分）等に伴い、売上が減少し、家賃の負担が重くなっている中小企業者等の事業継続を支援するため、家賃支援金の追加給付等を行う
申請受付期限	令和4年1月31日

【お問い合わせ】 家賃支援金専用ダイヤル TEL:099-295-4381

### タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金事業

事業概要	まん延防止等重点措置（令和3年9月13日から）の延長に伴い、特に大きな影響を受けるタクシー事業者及び自動車運転代行業者の事業継続を下支えするため、支援金の追加給付を行う
申請受付期限	令和3年11月30日

【お問い合わせ】 産業支援課 商業サービス業係 TEL:099-216-1322



## 宿泊施設新観光ビジネス支援補助金

事業概要	鹿児島市内の宿泊施設と体験型観光メニューや着地型ツアー等が連携した今後の本市への誘客につながるセット商品造成・販売及びイベントの実施などの新たな取組等に対し支援
補助率	3/4
補助額	上限額 100 万円 ※宿泊施設の合計収容定員数に応じた額 ※交付決定通知日から令和 4 年 2 月 28 日までの取組が対象
申請受付期限	令和 4 年 1 月 31 日 ※消印有効

【お問い合わせ】 観光プロモーション課 戦略係 TEL:099-216-1510

## 雇用維持支援金事業【第 5 期】

事業概要	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて国の「雇用調整助成金」「緊急雇用安定助成金」の支給決定を鹿児島労働局長から受けた、鹿児島市内に事業所を有する中小企業者等に対して、雇用調整助成金等支給決定額の 15%相当を支給
対象となる休業期間	令和 3 年 7 月～ 10 月
給付額	上限額は 1 申請者あたり 1,000 万円
申請受付期限	令和 4 年 2 月 28 日 ※消印有効

【お問い合わせ】 雇用維持支援金 専用ダイヤル TEL: 099-803-8671

## 鹿屋市

### 鹿屋市新型コロナウイルス感染症対策経営安定化支援補助金

事業概要	令和 3 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の間に対象の新型コロナウイルス感染症関連資金の融資を受けた事業者へ、借り入れた資金の一部を助成
補助率	借入金額の 2%以内
補助額	上限 10 万円 ※令和 2 年度に当該補助金を受給した事業者は対象外
申請受付期限	令和 4 年 1 月 31 日



### 鹿屋市中小企業等経営継続支援事業

事業概要	鹿児島県の「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」に伴う外出自粛や飲食店の営業時間短縮要請の影響を受け、売上が減少した事業者に対して支援金を支給し、事業継続を支援
対象者	8月又は9月の売上が、前年又は前々年の同月と比較して20%以上減少した事業者（県の時短要請対象飲食店は除く）
給付額	支援金 ・中小企業（法人） 上限 20万円 ・個人事業主 上限 10万円 （売上額と対象月の差額が上限額より低いときはその額） 加算金 旅行者、タクシー事業者等への加算あり
申請受付期限	令和4年1月11日（予定）

【お問い合わせ】 商工振興課 商工振興係 TEL: 0994-31-1164

## 枕崎市

### 外国人技能実習生受入支援事業

事業概要	新型コロナウイルスの影響により、市内事業者が外国人技能実習生を受け入れる際、受入事業者や地域を守るため、外国人技能実習生が入国時に一時的に宿泊施設等に滞在するための宿泊費及び交通費の一部を補助
補助率	4 / 5
給付額	上限 15万円 / 1人
申請受付期限	令和4年3月31日

### 事業者応援資金支給事業（観光関連産業・節類製造事業者等追加分）

事業概要	新型コロナウイルス感染者の急増による緊急事態措置やまん延防止等措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けて売上高が急減した観光関連産業・節類製造事業者等に対し、支援金を給付（売上高が30%以上減少）
給付額	売上高に応じて15万円～115万円
申請受付期限	令和3年12月10日

【お問い合わせ】 水産商工課 商工振興係 TEL:0993-76-1667

## 阿久根市

### 外国人技能実習生入国時滞在費補助事業

事業概要	外国人技能実習生を受け入れる事業者であり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、外国人技能実習生入国時における一定期間待機等の措置を講ずる事業者に対し、これらの措置に係る費用を補助
補助率	1/2
補助額	上限 9 万 5 千円 / 1 人
申請受付期限	令和 4 年 3 月 31 日

### 酒類販売事業者等事業継続支援給付金

事業概要	飲食店の営業時間短縮等の影響を受けている酒類販売・製造事業者を支援
給付額	基本額 1 店舗 30 万円 加算額 取引飲食店 × 2 万円 (※加算額は酒類販売事業者のみ)
申請受付期限	令和 3 年 11 月 30 日

【お問い合わせ】 商工観光課 商工振興係 TEL:0996-73-1114

## 指宿市

### 指宿市外国人材受入支援事業補助金

事業概要	外国人材を受け入れる市内事業者に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国から要請される入国後の待機期間等で追加的に負担する経費の一部について補助
補助率	3/4
補助額	上限 5 万円 / 1 人
申請受付期限	令和 4 年 2 月 28 日

【お問い合わせ】 商工水産課 商工運輸係 TEL:0993-22-2111

## 西之表市

### がんばる事業所支援金

事業概要	新型コロナウイルス感染拡大により、令和 3 年 1 月から令和 3 年 7 月までの事業収入が前年もしくは前々年同月比 20%以上減少した市内事業所に事業全般に広く使える支援金を支給
給付額	上限額 法人 25 万円 個人 15 万円
申請受付期限	令和 3 年 12 月 10 日

【お問い合わせ】 経済観光課 商工政策係 TEL:0997-22-1111



## 薩摩川内市

### 新型コロナウイルス感染症関連経営持続化支援事業

事業概要	令和3年4月分から令和3年6月分の国の月次支援金又は令和3年5月分から令和3年6月分の鹿児島県の事業継続一時支援金を受給した者に対し、支援金を交付
給付額	受給した国又は県の支援金の合計額 上限5万円（1事業者につき1回限り／1,000円未満切り捨て） ※令和2年7月の豪雨又は令和3年7月の大雨で被災された事業者には3万円を加算
申請受付期限	令和3年12月28日

【お問い合わせ】 経済政策課 経済グループ TEL:0996-23-5111

## 日置市

### 観光等関連事業者緊急経営支援給付金

事業概要	新型コロナウイルス感染症が急激に拡大し、まん延防止等重点措置が鹿児島県へ適用された。その適用に伴う外出自粛等の影響により、月間売上が前年又は前々年と比較して、50%以上減少している市内観光等関連事業者に対して、国の「月次支援金」に上乗せして給付金を支給
対象者	国の月次支援金を受給した次（①～⑥）の市内事業者 ①宿泊事業者、②貸切バス事業者、③タクシー事業者、④レンタカー事業者、 ⑤運転代行事業者、⑥旅行事業者 対象月 8月又は9月
給付額	算定式：（2019年又は2020年の対象同月売上）－（2021年の対象月売上） －（国月次支援金） 上限 中小法人等 30万円／月 個人事業者等 15万円／月
申請受付期限	令和4年1月31日 ※当日消印有効

【お問い合わせ】 商工観光課 観光戦略係 TEL:099-248-9409

最新の情報は  
各市町村のホームページ  
にてご確認ください



中小企業者等緊急経営支援給付金	
事業概要	新型コロナウイルス感染症が急激に拡大し、まん延防止等重点措置が鹿児島県へ適用された。その適用に伴う外出自粛等の影響により、月間売上が前年又は前々年と比較して、50%以上減少している市内事業者に対して、国の「月次支援金」に上乗せして給付金を支給
対象者	国の月次支援金を受給した市内中小企業者等 対象月 8月又は9月
給付額	国月次支援金給付額と同額 上限 中小法人等 20万円/月 個人事業者等 10万円/月
申請受付期限	令和4年1月31日 ※当日消印有効

【お問い合わせ】 商工観光課 商工政策係 TEL:099-248-9409

## 霧島市

事業継続支援給付金【R3 第2回飲食店取引事業者緊急支援型】	
事業概要	新型コロナウイルスの感染拡大により、鹿児島県が市内飲食店を対象に営業時間短縮を要請したこと等に伴い、飲食店との取引が減少するなど大きな影響を受けた飲食店取引業者の事業継続を支援及び下支えするため、給付金を給付
給付額	法人：一律 33万円、個人事業主：一律 16.5万円
申請受付期限	令和3年12月3日 ※消印有効（予定）

事業継続支援給付金【第4期】	
事業概要	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛や飲食店への営業時間短縮要請等により、経済的に大きな影響を受け、売上が減少し、事業継続が困難になっている市内中小企業者等の事業継続を支援及び下支えするため、給付金を給付
給付額	法人：一律 10万円、個人事業主：一律 5万円 ※売上の減少率が70%以上の場合は、法人 10万円、個人事業主 5万円を追加給付
申請受付期限	令和3年12月17日 ※消印有効（予定）



### 事業継続支援給付金【R3 宴会場等設置事業者緊急支援型】

事業概要	新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴う本県への「まん延防止等重点措置」の適用による外出自粛や営業時間短縮要請により、大人数での宴会等の実施が見送られるなど、経済的に大きな影響を受け、売上が減少し、事業継続が困難になっている宴会場等を有する市内中小企業者等の事業継続を支援及び下支えするため、給付金を給付
給付額	1 事業者最大 60 万円
申請受付期限	令和3年12月3日 ※消印有効（予定）

【お問い合わせ】 商工振興課 TEL:0995-55-1603

## 南さつま市

### 南さつま市事業継続支援給付金

事業概要	令和3年2月～9月の間で、売上が前年度もしくは前々年度の同月比20%以上減少した月がある事業者（商工業、漁業）に対し、給付金を給付
給付額	一律10万円
申請受付期限	令和4年1月31日

【お問い合わせ】 南さつま市商工水産課 商工振興係 TEL:0993-76-1509

## 志布志市

### コロナに負けるな！特別応援給付金

事業概要	コロナの感染拡大の影響により、事業継続に支障をきたしている市内事業所に対し、応援給付金を支給（ただし、県の時短要請協力金を受給する事業者は対象外）
給付額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食業 20万円～50万円</li> <li>・ 運転代行業 10万円/1台 15万円/2台以上</li> <li>・ 飲食店取引事業者 15万円</li> <li>・ 農林漁業等を除くその他業種 10万円</li> </ul>
申請受付期限	令和3年11月30日

【お問い合わせ】 志布志市港湾商工課 商工振興係 TEL: 099-472-1111

### 貸切バス旅行誘致事業

事業概要	学校等及び旅行業者を申請者とし、市内での飲食、施設利用、宿泊を含む貸切バスを利用した団体旅行に対して補助金を支給
補助額	教育旅行 30,000円/台（上限150,000円まで） 企画旅行等 20,000円/台（上限100,000円まで） 宿泊をした場合一人1泊当たり2,000円加算（ただし、上限2連泊まで）
申請受付期限	令和4年2月17日

## コロナに負けるな！特別応援給付金（宿泊施設分）

事業概要	コロナの感染拡大の影響により、事業継続に支障をきたしている市内事業所に対し、給付金を支給
給付額	宿泊施設 10万円～300万円（売上区分毎）
申請受付期限	令和3年11月30日

【お問い合わせ】 志布志市港湾商工課 シティセールス室 観光特産品係 TEL: 099-472-1111

## 南九州市

### 事業応援助成金

事業概要	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた長期にわたる行動自粛等により、令和3年8月と9月の合計売上が前年又は前々年同比で20%以上減少した中小企業者（農畜産業者除く）に対し助成
助成額	定額 10万円
申請受付期限	令和3年11月30日

【お問い合わせ】 商工観光課 TEL:0993-83-2511

## 伊佐市

### 伊佐市事業者支援補助金

事業概要	令和3年8月又は9月の任意の1月の売上げが、前年又は前々年同月に比して20パーセント以上減少している事業者に対し給付金を給付
対象業種	飲食サービス業、宿泊業、カラオケボックス、タクシー業、運転代行業、飲食サービス業に食品を直接納入する小売業（酒屋等）
給付額	20万円
申請受付期限	令和3年11月30日

【お問い合わせ】 企画政策課産業政策係 TEL:0995-23-1311

## 始良市

### 観光事業者等支援金

事業概要	営業時間短縮要請等に伴い、大きな影響を受けている宿泊事業者及び貸切バス事業者の事業継続を下支えするため、支援金を給付
支援金の額	基本額 20万円 加算額（宿泊事業者） 10～30万円 （貸切バス事業者） 保有台数 × 3万円
申請受付期限	令和3年11月30日



### 事業継続支援金 (第5期)

事業概要	令和3年8月又は同年9月の売上が、前年又は前々年同月と比して20%以上減少している事業者(全業種)に対して支援金を給付
支援金の額	一律 10万円 加算金 10万円(飲食店取引業者のみ)
申請受付期限	令和3年11月30日

【お問い合わせ】 商工観光課 企業商工係 TEL: 0995-66-3145

## 南大隅町

### コロナに負けるな!最南端から元気(特産品等)を贈ろう事業

事業概要	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、南大隅町へ帰省できない家族や親戚・友人等へ、町内の商工業者がパッケージ化した特産品の商品を、町内に住所を有する住民が町外の方に送る場合において、町が送料を負担し、消費が低迷している町内事業者を支援
申請受付期限	令和4年1月31日

【お問い合わせ】 商工観光課 農商工連携係 TEL:0994-24-3115

## 肝付町

### 肝付町貸切バス利用促進事業

事業概要	新型コロナウイルス感染症の影響で需要が激減している貸切バスの借り上げに要する経費を補助することにより、町内貸切バス事業者の利用を促進
対象者	町内を拠点に活動する団体または町内に住所を有する個人の集まりで、冠婚葬祭での利用を除く10名以上の団体旅行や研修参加などを町内事業者の貸切バスを利用し実施した者
補助額	バス借り上げ料の2分の1の額 または旅行等参加者数に3,000円を乗じて得た額のいずれか低い額
申請受付期限	令和4年2月28日

【お問い合わせ】 産業創出課 商工観光係 TEL:0994-67-2116

## 中種子町

### 中種子町時短営業飲食店等取引事業者事業継続支援金事業

事業概要	新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により、令和3年8月9日から9月30日までの間に実施された鹿児島県緊急事態宣言に伴う飲食店等の営業時間の短縮要請に応じた飲食店等と取引のある中小企業者等(法人・個人事業者)の事業継続を支援するため、支援金を交付
給付額	1事業者につき一律50万円
申請受付期限	令和4年1月28日



## 中種子町交通・観光事業者等事業継続支援金事業

事業概要	新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により、令和3年8月9日から9月30日までの間に実施された国のまん延防止等重点措置及び鹿児島県緊急事態宣言に伴う飲食店等に対する営業時間の短縮要請又は、不要不急の外出・移動の自粛の影響を受けた交通・観光事業者等の事業継続を支援
給付額	事業種により 10～50万円
申請受付期限	令和4年1月28日

【お問い合わせ】 中種子町企画課 商工観光係 TEL:0997-27-1111

## 宇検村

### 事業者臨時支援金

事業概要	鹿児島県の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により影響を受けている事業者に支援金を給付
対象者	前年及び前々年の8月9月のいずれかの月と比較して同年対象月の事業収入が15%以上減収している事業者
給付額	減収額から0.3を乗じた額（上限50万）
申請受付期限	令和3年11月30日

【お問い合わせ】 産業振興課 TEL:0997-67-2215

## 瀬戸内町

### 瀬戸内町時短要請協力金対象外事業者給付金交付事業

事業概要	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、諸般の自粛活動等に伴う売上の急減により経済的打撃を受けた瀬戸内町内の商工業者に対して、予算の定めるところにより予算の範囲内で支援金を給付
対象者	瀬戸内町内で商工業を営む者（時短要請（8/20～9/12）に伴う協力金対象事業者は対象外） ※コロナによる影響がない商工業者は不可
給付額	2万円～10万円（売上高に応じて変動）
申請受付期限	令和3年11月30日

【お問い合わせ】 瀬戸内町商工会 TEL: 0997-72-0147

## 龍郷町

### 町内事業者支援給付金（第2弾）

事業概要	新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動自粛の影響を受けている町内の事業所（個人事業主においては、町内在住者）に支援金を給付
対象者	2019年及び2020年の確定申告を行っている町内の事業所（個人事業主においては、町内に在住している者）で売上高が15%以上減少している事業者
給付額	法人20万円、個人事業主10万円
申請受付期限	令和3年11月30日

【お問い合わせ】 龍郷町企画観光課 TEL:0997-69-4512



## 徳之島町

### 徳之島町新型コロナウイルス感染症クラスター関連支援金

事業概要	令和3年8月～9月に発生した町内での新型コロナウイルス感染症クラスターの影響により売上が15%以上減少した飲食業・運輸業・観光関連産業・卸売業・宿泊業に対して支援金を支給
給付額	飲食業・4業種 一律20万円 運輸業・観光関連産業・卸売業 一律30万円 宿泊業 総定員数×10千円
申請受付期限	令和3年11月30日

【お問い合わせ】 地域営業課 TEL:0997-83-4111

## 和泊町

### 和泊町事業者等事業継続支援事業

事業概要	長期化する新型コロナウイルス感染症により、経営が悪化している飲食店以外の幅広い事業者の事業継続を支援するため支援金を交付
給付額	上限20万
申請受付期限	令和3年11月30日

【お問い合わせ】 企画課 商工係 TEL:0997-84-3512

## 与論町

### 与論町事業継続緊急支援金

事業概要	県の時短要請に協力した飲食店や酒類卸売業者・酒類製造業者を対象に、時短協力金を受けてもなお8月もしくは9月の売上がコロナ禍前より30%以上減少している場合に支援金を支給
給付額	10～50万円
申請受付期限	令和3年11月30日

### 与論町感染防止対策強化報奨金

事業概要	鹿児島県が行っている飲食店・宿泊施設を対象とした感染防止対策認証制度の認証を受けた事業所に対し、報奨金を支給
給付額	一律10万円
申請受付期限	令和3年12月28日(予定)

【お問い合わせ】 商工観光課 TEL:0997-97-4902

# テレワークの進め方

新型コロナウイルスは、私たちの働き方にも大きな影響を与えました。その中で注目されている勤務形態としてテレワークが挙げられます。

特集3では、(1)「テレワークに関する情報」で、概要から統計情報等をもとにテレワークについて紹介し、(2)「テレワークの導入」で具体的なテレワークの導入方法についてまとめました。最後に(3)「テレワークに関する助成・補助制度」にて、テレワークに関する相談窓口などテレワークに関する情報を紹介します。

## (1) テレワークに関する情報

### テレワークとは

テレワークとは、情報通信技術 (ICT) を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことです。「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語がテレワークです。

テレワークは、働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、移動中や移動の合間に行うモバイルワーク、サテライトオフィスやコワーキングスペースといった施設利用型テレワークのほか、リゾートで行うワーケーションも含めてテレワークと総称しています。

テレワークは、育児・介護等を行う一部の従業員のみに対する福利厚生策ではなく、会社全体の働き方を改革するための施策の1つとして期待されています



【出典】(一社) 日本テレワーク協会「テレワークとは」



## テレワークの種類

テレワークは働く場所によって分類され、以下の種類が挙げられます。一般的には在宅勤務を導入している企業が多いです。鹿児島県では都心から離れた立地を生かしてワーケーション受入整備に取り組んでいる観光施設もあります。

### ○ 在宅勤務

所属するオフィスに出勤しないで自宅等を就業場所とする勤務形態です。

オフィスに出勤したり、顧客訪問や会議参加などによって外出したりすることがなく、業務をすべて自宅等の執務環境の中で行います。通勤負担が軽減され、時間を有効に活用することができます。

#### 【在宅勤務の利用時間の例】

通勤時間（1時間）	勤務地での勤務時間（8時間）	通勤時間（1時間）
自由な時間	自宅等での在宅勤務時間（8時間）	自由な時間



従業員は毎日2時間の拘束時間が減少します。

### ○ モバイルワーク

移動中（交通機関の車内など）や顧客先、カフェなどを就業場所とする働き方です。営業など頻繁に外出する業務の場合、様々な場所で効率的に業務を行うことにより、生産性向上の効果が 있습니다。テレワークのできる業務が広がれば、わざわざオフィスに戻って仕事をする必要がなくなるので、無駄な移動を削減することができます。また、移動による身体的負担が軽減でき、ワーク・ライフ・バランス向上に効果があります。



### ○ サテライト／コワーキング

所属するオフィス以外の他のオフィスや遠隔勤務用の施設を就業場所とする働き方です。例えば、所属するオフィス以外の他のオフィスが従業員の自宅の近くにある場合、そのオフィス内にテレワーク専用の作業スペースを設けることで、職住近接の環境を確保することができ、通勤時間も削減することができます。また、遊休施設や空き家などを活用して行う遠隔勤務には、組織の活性化や地方創生など、多様な期待が寄せられています。

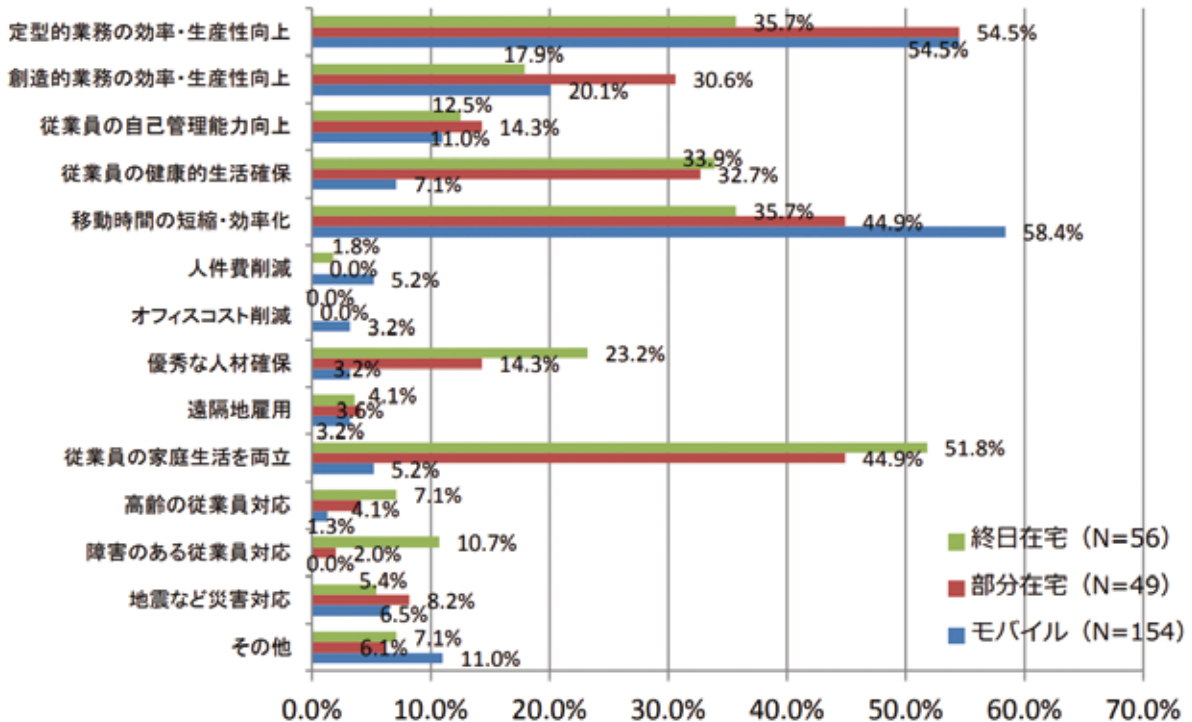
### ○ ワケーション

ワーケーションとは、「ワーク」（労働）と「バケーション」（休暇）を組み合わせた造語です。リゾートなどバケーションも楽しめる地域でテレワークを行うことを指します。ビジネスの前後に出張先などで休暇を楽しむブレジャーも含まれます。



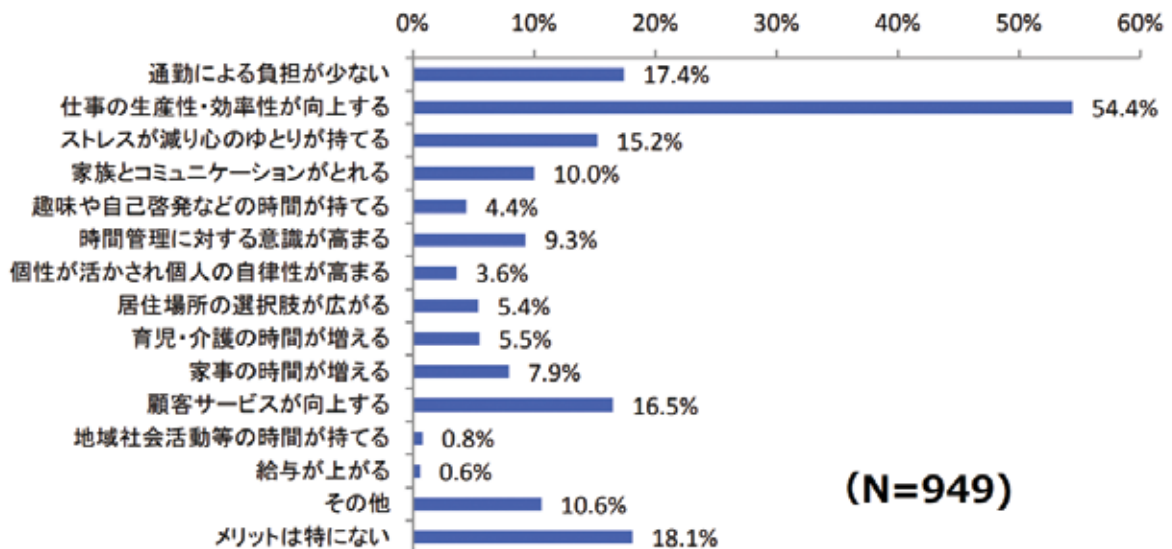
## テレワークのメリット

### 【テレワーク実施のメリット（企業）】



【出典】(独) 労働政策研究・研修機構「情報通信機器を利用した多様な働き方の実態に関する調査」

### 【テレワーク実施のメリット（従業員）】



【出典】(独) 労働政策研究・研修機構「情報通信機器を利用した多様な働き方の実態に関する調査」

テレワークは企業の視点から、生産性向上・コスト削減の面でメリットがあると考えられています。一方、従業員の視点から仕事面・生活面の両方でメリットがあると考えられています。

その他、メリットに関する情報をまとめると、テレワークは企業、従業員・社会の3者にとって、次の表のプラス効果をもたらしていました。テレワークを戦略的に導入することによって、既存事業の合理化・効率化など、課題解決につなげることもできると考えられます。



対象	メリット	内容
企業	労働力の確保	遠隔地居住者の雇用の創出
	人材の離職抑制・就労継続支援	育児期・介護期等の従業員への働きやすい環境の実現による人材の確保及び従業員満足度の向上
	業務プロセスの革新	オンライン化の促進による業務プロセスの変化
	コストの削減	オフィススペース・ペーパーコスト・通勤コストの削減
	事業継続性の確保	非常災害時やパンデミック時における事業継続
	優秀な従業員の確保	育児期・介護期等の従業員への働きやすい環境の実現による従業員満足度の向上
	コストの削減	オフィススペース・ペーパーコスト・通勤コストの削減
	労働力の確保	遠隔地居住者の雇用の創出
	事業継続性の確保	非常災害時やパンデミック時における事業継続
従業員	生産性向上	計画的・集中的な作業実施による業務効率の向上
	ワーク・ライフ・バランスの実現	移動時間の削減による家族と過ごす時間、自己啓発などの時間の増加
	感染症対策	人と接する機会の減少による感染リスクの低下
社会	環境負荷の低減	通勤減少、オフィスの省力化による電力消費量、CO <sub>2</sub> の削減

## テレワークのデメリット

テレワークにはメリットがある一方で、以下のようなデメリットも挙げられます。

対象	メリット	内容
企業	労務管理が難しい	従業員の仕事を監督するのが難しくなる
	連帯感や求心力の低下	コミュニケーション不足により、チームの連帯感や会社への求心力が弱まる可能性がある
	従業員の教育	OJTで先輩の仕事ぶりを見ることができないなど、特に新人教育が難しい
	セキュリティのリスク	機密情報など、情報漏洩のリスクにさらされる
従業員	オンとオフの切替え	生活と仕事とのメリハリを感じにくくなる
	長時間労働	空いた時間も作業を進めるために仕事に充ててしまいがちで、結果的にオフィス勤務と比較して長時間労働となってしまう
	コミュニケーション不足	従来のオフィス勤務と比較すれば、従業員同士のコミュニケーションが大幅に不足する

コミュニケーションツール・システムソフトウェア・勤怠管理支援システムなどのITツールを活用することで、デメリットの解消につながるぶ〜



## 我が国におけるテレワークの推進

日本政府は、2020年12月に改定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、「2025年度までに、テレワークの活用で『新しい日常』に対応し、いかなる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制を整備する」との目標を示しています。各府省等においては、地方支分部局等も対象に具体的な目標を設定したテレワーク推進計画を策定し、取組を推進すること、また非常時でも適切に行政サービスを提供できるよう情報セキュリティ対策に留意しつつ、各組織のミッションに見合ったデジタル・ワークスタイルの実現環境の整備が求められています。

また、日本政府が2020年12月に閣議決定した「自治体DX推進計画」でも、重点取組事項の一つに「テレワークの推進」を挙げ、取組方針として自治体は国が提供するテレワーク導入事例等を参考に、テレワーク導入・活用に積極的に取組むこと、自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化による業務見直し等の進捗に合わせテレワーク対象業務の拡大に取り組むことが示されています。

### 関係府省による連携

- テレワークは総務省、厚生労働省、国土交通省、経済産業省の四省で連携して推進を図っている。
- 平成28年度より、4省副大臣による関係府省連絡会議を開催、連携の強化を図っている。

#### 総務省（幹事省）

**情報通信政策**  
テレワーク推進に資する高度情報通信基盤の整備及び利活用促進

#### 厚生労働省

**労働政策**  
適正な労働条件下における良質なテレワークの普及促進

#### 国土交通省

**国土交通政策**  
都市部への人口・機能の過度の集中による弊害の解消と地域活性化等

#### 経済産業省

**産業政策**  
テレワークに係る産業振興

## 令和3年度 雇用型テレワークの導入・定着促進のための施策概要

内閣官房、内閣府と関係省庁が協力して、中小企業事業主への助成等の各種事業を実施しています。適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着促進のため、テレワークガイドラインに沿った取組を企業に促すためのセミナー・表彰等を行っています。

### 1. 雇用型テレワークガイドラインの周知

#### テレワークガイドラインの周知広報

- テレワークを適切に導入及び実施するにあたっての注意すべき点について周知・啓発を実施。

#### テレワークモデル就業規則の作成

- テレワークガイドラインに則したモデル就業規則を作成し、各種セミナー等を通じて周知を行う。

### 2. 企業等への相談対応、テレワーク導入費用の助成による支援

#### テレワーク相談センターの設置・運営

- テレワーク相談センターを設置し、企業等への訪問コンサルティングやテレワーク導入のアドバイス等、導入支援を実施。
- 働き方改革推進支援センターと連携し、地域の相談ニーズに対応。

#### 国家戦略特別区域における導入支援

- 国家戦略特別区域内に相談窓口を設けるなどして、自治体と連携した各種支援をワンストップで実施。

#### 人材確保等支援助成金(テレワークコース)

- 良質なテレワークを新規導入し、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費を助成。

### 3. 適正な労務管理下でテレワークを導入・定着させている企業の事例紹介

#### 企業向けセミナーの開催

- 総務省と連携し、労務管理上やセキュリティ上の留意点の解説や、企業の導入事例を紹介するセミナーを開催。

#### 厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」

- 総務省と連携し、先進企業等に対し表彰を行い、その取組を企業向けのシンポジウム等を通じて幅広く周知。

【出典】厚生労働省「テレワーク普及促進関連事業」



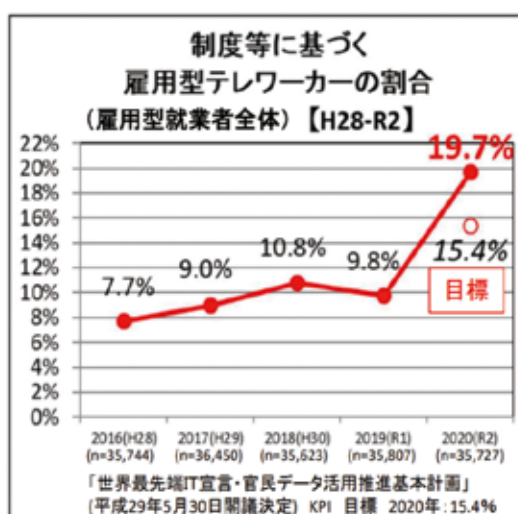
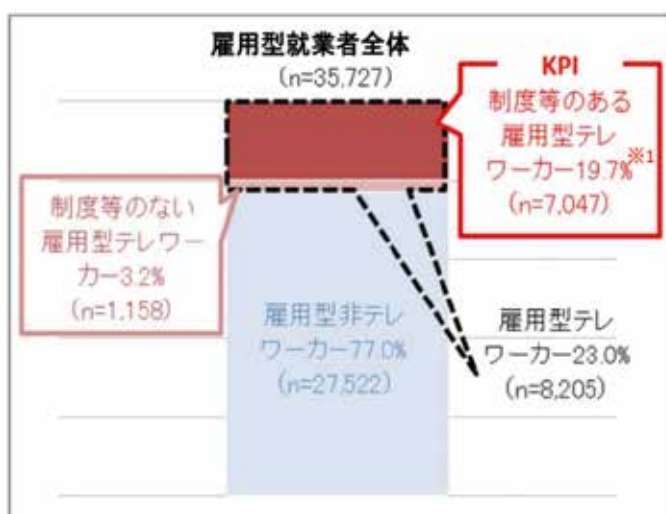
## テレワークの普及率

雇用型就業者のうちテレワーク制度等に基づく2020年度のテレワーカーの割合は19.7%で、2019年度の9.8%から倍増しました。

[制度等のある雇用型テレワーカー7,047 ÷ 雇用型計35,727] × 100

これは「世界最先端IT宣言・官民データ活用推進基本計画」（2017年5月30日閣議決定）において、テレワークの普及に関するKPI（重要達成度指標）のひとつとして、2016年度比（7.7%）で倍増させる（15.4%）の目標を大きく上回りました。

背景には新型コロナウイルス感染拡大の影響から防止策としてテレワークの導入が進んだことがうかがえます。



【出典】国土交通省「テレワーク人口実態調査」

## 首都圏と地方の浸透度の違い



【出典】国土交通省「テレワーク人口実態調査」

現状は首都圏と地方でテレワークの浸透度に差があります。

理由として、首都圏は大企業が多く、設備投資や人員配置の融通が利くことで、業務内容による柔軟な適用が可能であることが挙げられます。また、テレワーカーの割合が高い鉄道などの通勤手段が主であることや、周囲のテレワーク環境が整っていることが挙げられます。

しかし、地方都市圏も増加傾向にあります。今後、情報通信技術の浸透により、全国的にますますテレワークが浸透していくことが見込まれています。



## (2) テレワークの導入

### テレワーク導入のポイント

テレワーク導入にあたっては、テレワークガイドラインなどを参考に、(1)労務管理方法、(2)情報通信システム・機器、(3)テレワーカーの執務環境の3つの側面から必要事項を検討することが大切です。

#### (1) 労務管理方法

在宅勤務の場合、現行の労務管理ルールで対応できる場合もありますが、就業場所、始業・終業時刻、費用負担など就業規則の変更・整備を行うことが重要です。

#### (2) 情報通信システム・機器

情報セキュリティに配慮したシステムの導入が必要です。無料で使えるツールも多くありますが、情報セキュリティに問題がないか、目を向ける必要があります。

#### (3) テレワーカーの執務環境

就業規則を整備すること、就業者の健康に配慮した環境になっていること、情報の物理的セキュリティを確保できることが重要です。

### テレワーク導入のSTEP

テレワーク導入に必要なのは「基本方針の決定」、「ルール・制度の見直し」、「環境の整備」、「意識改革・コミュニケーション」です。これを踏まえたうえで、次のSTEPを踏んでテレワークを導入していくことを紹介します。

なお、テレワークの導入方法についてはツール先行型もおススメです。STEP1～3を簡単に決めて、ツールを導入し、トライアルとしてテレワークをやってみて、その結果を踏まえてルールを改善していくことも検討してみてください。



#### STEP1 導入検討と全体方針決定

テレワークを導入するにあたり、「テレワークを導入する目的」を明確にする必要があります。目的があやふやなまま導入しても、テレワークがうまく機能しているかといった検証を行うことができず、制度として定着しません。

テレワーク導入の目的を明確にした後は、対象従業員・対象業務・実施頻度・導入形態を定めます。これらは経営陣がリーダーシップを執って行うことが望ましいです。



## STEP 2 現状把握

基本ポリシーが決まったら、導入するにあたっての具体的な検討段階に進みます。社内にテレワークを導入した場合、勤怠管理制度など影響する制度や仕組みが現状どうなっているのかを確認しなければいけません。

社内ルールや制度の変更が必要になるので、まずは現状把握をすることが大切です。

【現状を把握するもの（例）】

- ▶就業規則 ▶給与制度 ▶勤怠管理 ▶人事評価制度 ▶セキュリティルール ▶ICTツール
- ▶仕事の進め方 ▶従業員の考え方

## STEP 3 推進体制の構築とルール作成

テレワークの導入に際しては、混乱が起きないようにプロジェクトチームを発足するなどして、社内体制を確立した上でスタートすることが重要です。

テレワーク導入では3つの観点を意識し準備しましょう。

### ① 社内ルールの観点

テレワーク実施者が適切な労働環境で働けるようにルールを整備し、教育・研修する。

### ②（情報技術）環境の観点

テレワーク実施者がオフィスを離れても、快適な環境で働けるようにITツールを導入するなど環境を整備する。

### ③ 情報セキュリティの観点

テレワーク実施者が安心して働けるように情報セキュリティ対策を整備する。

## STEP 4 環境の整備

実現したい業務に照らし合わせて、ITツールの導入を検討しましょう。テレワーク実施に向けた対策を必要に応じて検討しましょう。

【環境整備に必要なポイント】

### ① ネットワーク環境整備

テレワークでも、自宅のパソコンやスマートフォンから社内システムに接続できる環境を構築することで、オフィスにいるのと同じように資料の編集やメールができるようになります。

また、接続環境の構築と同時に、テレワークで使用する従業員の端末の用意もあわせて実施しましょう。

### ② WEB会議ツール

WEB会議ツールには、ZOOM、Microsoft Teams、Webex、Google meetなどが挙げられます。全て無料版が提供されており、利用時間の制限などがあるものの、専用アプリやブラウザで接続できるので、メールアドレスなどを登録してインターネット回線さえあれば利用できます。

音声環境構築には、オフィスで利用中の電話設備を有効活用する方法や、サーバをクラウド化する方法があるため、自社の状況に合わせて検討しましょう。



## ③ 業務オンライン化

オフィスに出勤することが前提となっていた勤怠管理や会議・商談、また契約処理や帳票の電子化といったバックオフィス業務も、オンライン化することでテレワークでも実現が可能になります。ソフトの導入やハード面の整備も必要です。

## ④ 情報セキュリティ（特に重要）

テレワークの導入により、業務に使用する端末やネットワーク、データ保管やWebメールなど、利用するツールやサービスが多様化します。

これに伴い、ウイルス感染を狙った外部からの攻撃被害や従業員による情報機器紛失など、情報セキュリティのリスクが常にあることを前提に対策を行う必要があります。

VPNサービスを入れることで、通信自体を暗号化させ、非常に高い安全性を確保することができます。また、オフィスや自宅等のネットワーク出入口で攻撃被害を防ぐのはもちろん、端末やクラウドサービス単位での対策導入や、テレワークを実施する従業員一人一人の情報セキュリティ意識を高める教育を行いましょ。



## ⑤ サポート環境整備

テレワークを導入する際には、操作に慣れていない従業員をサポートする体制が必要となります。従業員への教育を行うとともに、不測の事態等も含め、テレワークを行っている従業員からの問い合わせに対応できる体制を構築しましょう。

## STEP5 テレワーク導入と評価

実際にテレワークを導入して、その効果を測定します。事前に導入目的と照らし合わせた評価項目を設けておくことで、効果と課題を明らかにできます。評価方法は、「量的評価」「質的評価」が一例として考えられます。

また、テレワークの対象従業員にヒアリングやインタビューを行い、不満点や課題点を洗い出しましょう。PDCAサイクルを回し、改善を行うことで、効果を最大化することができます。

### 【テレワーク導入効果の評価項目（例）】

定量的評価	定性的評価
<ul style="list-style-type: none"><li>顧客対応</li><li>業務効率</li><li>長時間労働</li><li>オフィスコスト</li><li>移動コスト</li><li>ICTコスト</li><li>人材確保・育成コスト</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>業務プロセス</li><li>顧客満足度</li><li>コミュニケーション</li><li>ツール満足度</li><li>業務評価</li><li>働き方の質</li><li>生活の質</li></ul>



## 就業規則

厚生労働省 労働基準局が「テレワークモデル就業規則～作成の手引き～」で示している「テレワーク就業規則」（在宅勤務規程）を例示します。テレワークに関する就業規則の制定・変更が必要な場合の参考としてください。

### 例示

#### 第1章 総則

（在宅勤務制度の目的）

第〇条 この規程は、〇〇株式会社（以下「会社」という。）の就業規則第〇条に基づき、従業員が在宅で勤務する場合に必要な事項について定めたものである。

（在宅勤務の定義）

第〇条 在宅勤務とは、従業員の自宅、その他自宅に準じる場所（会社指定の場所に限る。）において情報通信機器を利用した業務をいう。

（サテライトオフィス勤務の定義）

第〇条 サテライトオフィス勤務とは、会社所有の所属事業場以外の会社専用施設（以下「専用型オフィス」という。）、又は、会社が契約（指定）している他会社所有の共用施設（以下「共用型オフィス」という。）において情報通信機器を利用した業務をいう。

（モバイル勤務の定義）

第〇条 モバイル勤務とは、在宅勤務及びサテライトオフィス勤務以外で、かつ、社外で情報通信機器を利用した業務をいう。

#### 第2章 在宅勤務の許可・利用

（在宅勤務の対象者）

第〇条 在宅勤務の対象者は、就業規則第〇条に規定する従業員であって次の各号の条件を全て満たした者とする。

- (1) 在宅勤務を希望する者
- (2) 自宅の執務環境、セキュリティ環境、家族の理解のいずれも適正と認められる者

2 在宅勤務を希望する者は、所定の許可申請

書に必要事項を記入の上、1週間前までに所属長から許可を受けなければならない。

- 3 会社は業務上その他の事由により、前項による在宅勤務の許可を取り消すことがある。
- 4 第2項により在宅勤務の許可を受けた者が在宅勤務を行う場合は、前日までに所属長へ利用を届け出ること。

（在宅勤務時の服務規律）

第〇条 在宅勤務に従事する者（以下「在宅勤務者」という。）は就業規則第〇条及びセキュリティガイドラインに定めるもののほか、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 在宅勤務の際に所定の手続に従って持ち出した会社の情報及び作成した成果物を第三者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
- (2) 在宅勤務中は業務に専念すること。
- (3) 第1号に定める情報及び成果物は紛失、毀損しないように丁寧に取扱い、セキュリティガイドラインに準じた確実な方法で保管・管理しなければならないこと。
- (4) 在宅勤務中は自宅以外の場所で業務を行ってはならないこと。
- (5) 在宅勤務の実施に当たっては、会社情報の取扱いに関し、セキュリティガイドライン及び関連規程類を遵守すること。

#### 第3章 在宅勤務時の労働時間等

（在宅勤務時の労働時間）

第〇条 在宅勤務時の労働時間については、就業規則第〇条の定めるところによる。

2 前項にかかわらず、会社の承認を受けて始業時刻、終業時刻及び休憩時間の変更をすることができる。

3 前項の規定により所定労働時間が短くなる者の給与については、育児・介護休業規程第○条に規定する勤務短縮措置時の給与の取扱いに準じる。

(休憩時間)

第○条 在宅勤務者の休憩時間については、就業規則第○条の定めるところによる。

(所定休日)

第○条 在宅勤務者の休日については、就業規則第○条の定めるところによる。

(時間外及び休日労働等)

第○条 在宅勤務者が時間外労働、休日労働及び深夜労働をする場合は所定の手続を経て所属長の許可を受けなければならない。

2 時間外及び休日労働について必要な事項は就業規則第○条の定めるところによる。

3 時間外、休日及び深夜の労働については、給与規程に基づき、時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当を支給する。

(欠勤等)

第○条 在宅勤務者が、欠勤をし、又は勤務時間中に私用のために勤務を一部中断する場合は、事前に申し出て許可を得なくてはならない。ただし、やむを得ない事情で事前に申し出ることができなかつた場合は、事後速やかに届け出なければならない。

2 前項の欠勤、私用外出の賃金については給与規程第○条の定めるところによる。

## 第4章 在宅勤務時の勤務等

(業務の開始及び終了の報告)

第○条 在宅勤務者は就業規則第○条の規定にかかわらず、勤務の開始及び終了について次のいずれかの方法により報告しなければならない。

(1) 電話 (2) 電子メール

(3) 勤怠管理ツール

(業務報告)

第○条 在宅勤務者は、定期的又は必要に応じて、電話又は電子メール等で所属長に対し、所要の業務報告をしなくてはならない。

(在宅勤務時の連絡体制)

第○条 在宅勤務時における連絡体制は次のとおりとする。

(1) 事故・トラブル発生時には所属長に連絡すること。なお、所属長が不在時の場合は所属長が指名した代理の者に連絡すること。

(2) 前号の所属長又は代理の者に連絡がとれない場合は、○○課担当まで連絡すること。

(3) 社内における従業員への緊急連絡事項が生じた場合、在宅勤務者へは所属長が連絡をすること。なお、在宅勤務者は不測の事態が生じた場合に確実に連絡がとれる方法をあらかじめ所属長に連絡しておくこと。

(4) 情報通信機器に不具合が生じ、緊急を要する場合は○○課へ連絡をとり指示を受けること。なお、○○課へ連絡する暇がないときは会社と契約しているサポート会社へ連絡すること。いずれの場合においても事後速やかに所属長に報告すること。

(5) 前各号以外の緊急連絡の必要が生じた場合は、前各号に準じて判断し対応すること。

2 社内報、部署内回覧物であらかじめランク付けされた重要度に応じ至急でないものは在宅勤務者の個人メール箱に入れ、重要と思われるものは電子メール等で在宅勤務者へ連絡すること。なお、情報連絡の担当者はあらかじめ部署内で決めておくこと。



### 第5章 在宅勤務時の給与等

(給与)

第〇条 在宅勤務者の給与については、就業規則第〇条の定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、在宅勤務（在宅勤務を終日行った場合に限る。）が週に4日以上の場合の通勤手当については、毎月定額の通勤手当は支給せず実際に通勤に要する往復運賃の実費を給与支給日に支給するものとする。

(費用の負担)

第〇条 会社が貸与する情報通信機器を利用する場合の通信費は会社負担とする。

- 2 在宅勤務に伴って発生する水道光熱費は在宅勤務者の負担とする。
- 3 業務に必要な郵送費、事務用品費、その他会社が認めた費用は会社負担とする。
- 4 その他の費用については在宅勤務者の負担とする。

(情報通信機器・ソフトウェア等の貸与等)

第〇条 会社は、在宅勤務者が業務に必要なとするパソコン、プリンタ等の情報通信機器、ソフトウェア及びこれらに類する物を貸与する。なお、当該パソコンに会社の許可を受けずにソフトウェアをインストールしてはならない。

- 2 会社は、在宅勤務者が所有する機器を利用させることができる。この場合、セキュリティガイドラインを満たした場合に限るものとし、費用については話し合いの上決定するものとする。

(教育訓練)

第〇条 会社は、在宅勤務者に対して、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、必要な教育訓練を行う。

- 2 在宅勤務者は、会社から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り指示された教育訓練を受けなければならない。

(災害補償)

第〇条 在宅勤務者が自宅での業務中に災害に遭ったときは、就業規則第〇条の定めるところによる。

(安全衛生)

第〇条 会社は、在宅勤務者の安全衛生の確保及び改善を図るため必要な措置を講ずる。

- 2 在宅勤務者は、安全衛生に関する法令等を守り、会社と協力して労働災害の防止に努めなければならない。

本規則は、令和〇年〇月〇日より施行する。

## (3) テレワークに関する助成・補助制度

### 厚生労働省 テレワーク相談コーナー / テレワーク相談センター

項目	内容
概要	(一社) 日本テレワーク協会が厚生労働省の受託事業として、テレワークに関する各種相談を受ける「テレワーク相談センター」を開設し、企業を対象にテレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての質問に応じている
費用	無料
主な機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等に関する相談への回答</li> <li>▶ テレワーク活用事例の紹介、関連情報の提供</li> <li>▶ オンラインによる労務管理等に関するコンサルティング</li> </ul>
利用方法	メール：sodan@japan-telework.or.jp 電話：0120-861009 ※平日9時～17時（土・日・祝除く）
URL	<a href="https://www.tw-sodan.jp/">https://www.tw-sodan.jp/</a>

厚生労働省 令和3年度 人材確保等支援助成金テレワークコース

項目	内容
概要	良質なテレワークを新規導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等を支援
対象事業者	労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主
助成対象となる取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更</li> <li>▶外部専門家によるコンサルティング</li> <li>▶テレワーク用通信機器の導入・運用</li> <li>▶労務管理担当者に対する研修</li> <li>▶労働者に対する研修</li> </ul>
支給要件	<p>(1) 機器等導入助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶新たに、テレワークに関する制度を規定した労働協約または就業規則を整備すること</li> <li>▶テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組を1つ以上行うこと</li> <li>▶評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が要件を満たすこと</li> </ul> <p>(2) 目標達成助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること</li> <li>▶評価期間後1年間の離職率が30%以下であること</li> <li>▶評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること</li> </ul>
実施期間	<p>テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日まで</p> <p>※機器等導入助成の支給申請は、テレワーク実施計画認定日から起算して7か月以内に実施</p>
支給額	<p>(1) 機器等導入助成 支給対象経費の30% ※以下のいずれか低い方の金額が上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶「100万円」又は「20万円×対象労働者数」</li> </ul> <p>(2) 目標達成助成 支給対象経費の20%（生産性要件を満たした場合には助成率35%を適用） ※以下いずれか低い方の金額が上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶「100万円」又は「20万円×対象労働者数」</li> </ul>
URL	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html</a>



## 経済産業省 | IT導入補助金2021

項目	内容
概要	IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）は、中小企業および小規模事業者の生産性向上を支援する目的で、ITツール（ソフトウェア、サービスなど）の導入にかかる経費の一部を補助
対象事業者	中小企業、小規模事業者 ※その他要件がありますので、ホームページにてご確認ください
補助対象	ソフトウェア費、導入関連費 ※ソフトウェアは、ホームページに公開されている「認定ITツール」が対象
補助率 補助額	(1) 通常枠（A・B類型） 補助率：費用の1/2 補助額：30万～450万円を補助 (2) 特別枠（C・D類型：低感染リスク型ビジネス枠） 補助率：費用の2/3 補助額：30万～450万円を補助
申請期限	5次締切分：12月中予定
URL	<a href="https://www.it-hojo.jp/">https://www.it-hojo.jp/</a>

## 総務省 令和3年度 テレワークマネージャー相談事業

項目	内容
概要	テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家（テレワークマネージャー）が、無料でWeb会議・電話または派遣訪問によるコンサルティングを実施。働き方改革の導入の効果やテレワーク導入にあたってのICTツール、セキュリティ等に関する情報提供を行う
対象事業者	テレワークの導入を検討している以下の団体が対象 ① 民間企業 （株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等又は特定非営利活動法人） ② 都道府県・市町村等の地方公共団体及びそれに準ずる団体
支援内容	テレワークによる効果の説明、テレワークに適したシステム（在宅勤務などを行うためのICT機器、システム）や情報セキュリティ、勤怠労務管理、導入に向けてのプロセス設計、テレワーク導入に伴うDXの推進、その他テレワーク全般に関する情報提供・相談
費用	コンサルティング費用：無料 コンサルティングにかかる通信費：実費負担
実施期間	2021年4月1日（木）～2022年3月11日（金）まで ※期間終了を前倒しする可能性あり
URL	<a href="https://teleworkmanager.go.jp/">https://teleworkmanager.go.jp/</a>



## 限りある資源を 再生可能な資源へ

### 鹿児島県素材生産業協同組合連合会

住宅や家具、日用品など様々な用途に使われる、とても身近な素材である「木材」は、伐採から搬出までを担当する素材生産事業者、製材業者、木材販売業者等の多くの工程を経て消費者の手元に届きます。

今回は、素材生産協同組合で組織する鹿児島県素材生産業協同組合連合会の有馬純隆会長に連合会の活動についてお話を伺いました。



会長 有馬 純隆 氏

#### ■ 設立の概要と業界を取り巻く環境変化

本会は、平成23年に素材生産事業を行う各組合間の連携を促進し、組織と体制の強化を図り、共同事業の有効性と実効性を高め、県内素材生産業の健全な振興・発展、県産材の付加価値向上による需要の拡大を目指し、設立しました。

当時の国有林事業を取り巻く環境は、木材需要の低下・木材価格の低迷・一般競争入札制度の開始等により事業量の確保が困難な状況にありました。

こうしたなか、林野庁が日本における木材自給率を50%に引き上げる目標を公表し、これに対して業界全体で取り組もうという機運が高まり、連合会設立に至ったのです。

現在では、会員に対し国や県の施策についての情報提供や、安全指導、素材生産事業者としての差別化を図るためのC R L 認証制度の周知・案内等を行うことで、業界の振興・発展に貢献しています。



## ■ 素材生産業とは

木材をイメージすると、森に入りチェーンソーで木を切り倒している姿が浮かぶ方が多いと思います。

これは「伐採」と言いますが、素材生産業はそれだけでなく、伐採後に森を育て、再び木材として活用するまでの循環機能を担っています。

### 【伐採契約・準備】

まず、伐採する森林の所有者の意向と現場の状況を踏まえて計画を立てます。

その後、契約や許可・届出等を行い、搬出の路網の開設をします。

路網の開設については、民家や一般道等の重要な保全対象への配慮や、生態系や景観等の環境保全に配慮を行います。

### 【伐採・造材・集運材】

区域を慎重に判断したうえで伐採をしていき、伐り出した木を搬出します。

以前は、「架線集材」という仮設のロープウェイの様な集材装置を使って空中にワイヤーロープを張り、伐り出した木を集積場まで吊るして運ぶ方法が主流でしたが、現在は「路網集材」という路網を整備し林業機械で搬出する方法が多くなっています。

路網集材を行うことで、以前に比べコスト・手間の削減ができ、生産性向上に繋がっています。

### 【再造林】

木を伐採だけして放置することを続けると、伐る木はなくなってしまいます。

さらに、土壌が流れやすくなる等の災害の危機を生み、環境を破壊する等の問題が発生してしまいます。

このようなことから、林業では「伐ったら植える」ことは当たり前として、循環を生むように事業を行っています。

ちなみに、1 ha に約3,000本の木を植えたとしても、以後約40年間に渡り、下刈り（雑草や雑木の刈り取り）や間伐（成長により混みすぎた林の立木を一部抜き伐り）等の手入れを行い、最終的には約1,000本が主伐材（木材としての利用を目的とした伐採材）となります。

### 【更新・後始末・事後評価】

残材を現場に残す場合は、林地崩壊を誘発することがないように置き場所、置き方には十分注意し、廃棄物は全て適切に処分します。路網や土壌も、土砂の崩壊や流出対策を講じます。全ての作業が終了したら、森林所有者に報告し、確認の署名をいただきます。

そして、計画並びに作業実施が適正であったかを検討し、次回からの改善に繋がります。



素材生産業の循環サイクル



植林の作業の様子

## ■ C R L 認証制度について

計画に沿った適格な素材生産業を行うために、当会が周知・案内等を行っているのがC R L 認証制度「責任ある素材生産事業体認証制度」です。

県森林組合連合会（県森連）と県素材生産事業連絡協議会（県素連）では再造林放棄による林地荒廃が社会的に危惧されるなか、2016年に「伐採・搬出・再造林ガイドライン」を自主的に制定し環境配慮に取り組んできました。

そして、地域社会からより一層の信頼を獲得するために当ガイドラインを元に、2018年に立ち上げられたのがこのC R L 認証制度です。



C R L 認証ロゴマーク

認証基準は、一つ星から三つ星の三段階が設定されています。

一つ星は研修等へ参加し本制度に賛同した事業者を登録します。

二つ星以降は、必要書類を作成・提出し、審査員によるヒアリングや現場調査を受け、厳しい基準をクリアした事業者が認定されます。現段階では県内の約230社中、一つ星が134社、二つ星が16社となっています。

前述したとおり、「伐ったら植える」という循環のための当たり前を守れない事業者も僅かですが存在しています。

そのようななか、会員にC R L 認証制度の取得を後押しすることで、業者選定を行う際の差別化に繋がっています。

九州の中で当認証制度を採用しているのは鹿児島県と宮崎県のみで、先進的取り組みとして他県にも広げていければと思っています。また、事業者だけでなく、森林所有者にも周知・案内し、安心と信頼のある業界であることをアピールしていきたいと考えています。



伐採・搬出・再造林ガイドライン

## ■ 環境問題と物流への取り組み

近年、地球温暖化が深刻な環境問題として大きくクローズアップされるなかで、CO<sub>2</sub>を吸収する森林・木材は低炭素社会の主役として強い期待が寄せられています。

CO<sub>2</sub>削減を目指すなかで、「森林・木材による吸収」は大きな割合を占めるといわれていますが、そのためには、森林整備を確実にし、森林機能を持続的に発揮させることが不可欠だと思っています。私たちは、今後も、強い使命感を持ち事業を行っていきます。

そして、業界でもう一つの世界的な問題が、違法伐採です。

違法伐採により生産された木材が市場に安く流通することにより単価が不安定になる事象が起きていますし、違法伐採が森林環境を破壊し、循環を止めていることも問題です。

これらの解決策として、平成29年5月20日にグリーンウッド法「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」が施行されました。

木材のトレーサビリティの仕組みを構築することで、違法伐採による木材を流通させないようにする取り組みが行われています。

世界と日本の森林を守るためにも、皆さんも住宅や家具等を購入される際、合法的に伐採された木材が使用されているか気にかけてみてください。



## ■今後の展望

現在、ウッドショックが起き、木材の価格が急激に上昇しています。しかし、海外需要の急拡大によるものであり、近いうちに収まるのではないかとみていますが、こうした変動に左右されることなく、目の前の業務に一生懸命取り組みたいと思います。

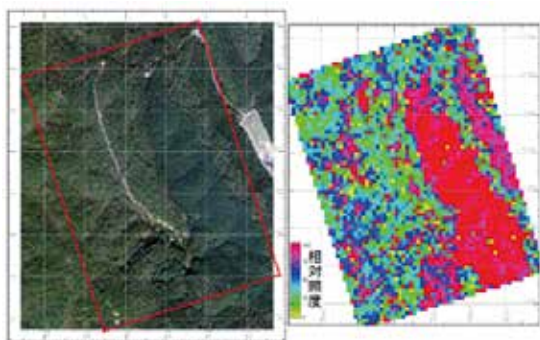
例えば近年、森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な木材生産を可能にするため、地理空間情報やICT、ロボット等の先端技術を活用した「スマート林業」の実現に向けた取り組みが加速しています。

当連合会でも、苗木を運搬するドローンの検討を行っており、今後も様々な技術の導入を検討する予定です。

このような効率化・省力化等が、若年層に業界への興味を持たせ、人手・後継者不足の解消に繋がればと考えており、素材生産業が雇用を創出し、地域経済を盛り上げ、地方創生の一助となれるよう活動してまいります。

森林は、全てに繋がっています。森林がなければ、水が生まれません。そして、水が生まれなければ、お米が作れません。さらには、豊かな海が作られず、魚が獲れなくなります。

森林は、人が豊かな生活を送るための根源であるという使命を持ち、持続可能な循環型の事業を展開していきたいと思っております。



航空レーザー計測による森林の把握



苗木を運搬するドローン

鹿児島県素材生産業協同組合連合会			
代表者	会長 有馬 純隆		
設立年月日	平成23年2月9日	会員数	4組合
所在地	鹿児島市鷹師2-4-6		
主な事業	所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 等		
電話	099-814-2322		
ホームページ	<a href="http://k-kensoren.sakura.ne.jp/">http://k-kensoren.sakura.ne.jp/</a>		



ここ数年、「SDGs」というキーワードに触れる機会が多くなっています。今回、取材させていただいた素材生産業は、事業そのものがSDGsへの取り組みとなっているなど感銘を受けました。

取材中、何度も口にされた「凡事を徹底すること」は業種を問わず参考にできるヒントだと感じました。

元気を出そう!

がんばれ  
中小企業



“安心”と“感動”の料理でおもてなし

## ～カフェ・ド・グリル～ サザンクロス

鹿児島県曾於郡大崎町の洋食店「サザンクロス」。レストランを運営するほか、各種メディアで取り上げられた「魔法のプリン」を製造販売しています。

今回、チーフの 坂元健太郎 氏 を取材し、料理人になったいきさつやプリン誕生の経緯、コロナ禍での新たな取り組み等に迫りました。



### ■洋食屋を継ぐきっかけ

#### 福岡での修行を経て帰郷、洋食屋の事業承継へ

正直に言うと、元々洋食屋を継ぐ気持ちはありませんでした。

理由は、幼少期の記憶です。飲食店は、土日こそ店を開けなければいけませんので、どこにも連れて行ってもらえず、祖父母の家に預けられていました。

祖父母が農業をしていたので、自然と農業に興味を持ち、農業関係の高校、応用微生物関係の大学に進みました。その後、飲食店を継ぐまでに3つの転機がありました。

#### □転機その①

大学1年の時、父方・母方の両祖父母が立て続けに病気で入院しました。看病等で実家の洋食屋を続けるのが大変だということもあり、少しでも手伝いをするため、両親に相談して大学を中退し、帰郷することに決めました。

#### □転機その②

帰郷した後、実家が落ち着いたこともあって、花の生産農園でしばらく働きましたが、新たな挑戦を求め福岡へ飛び出しました。

この時、住む場所しか決めずに向かったので、仕事が決まらずに慌てたことを覚えています。その頃、たまたま立ち寄った福岡の百貨店で鹿児島物産展が催されていて、今では廃番となった大崎町の焼酎「救仁郷」をお守りがわりに購入しました。

その後、福岡の地で飲食の仕事と出会い、調理師免許を取得し、飲食店の店長まで経験させてもらいました。

#### □転機その③

調理中の事故で指を切り、長期間仕事ができない時間がありました。やることもなく部屋を片付けていると、福岡に来た際に購入した「救仁郷」を発見し、なぜか、この時に「地元に戻ろう!!」と思い立ち、実家の洋食屋を継ぐことを決意しました。



## ■ サザンクロスで提供する料理のこだわり

**安心でおいしい料理の源は、食材に至るまで“手づくり”**

当然かもしれませんが、「おいしいものを作る」、「安心できる」、の2点を特に意識しています。

例えば、デミグラスソースは1週間ほどかけて作っていますが、時間と手間をかけなければ、本格的なものは作れません。

また、食材も“手づくり”であることに強くこだわっており、店で提供する米は自家栽培したものを使用していますし、野菜も一部は自家栽培しています。

さらに、醤油づくりにも携わっており、食材の手づくりを極めようと考えています。

全ての食材を自家栽培することは難しいですが、安心安全なおいしい料理を提供できるように、これからも手づくりに徹底してこだわっていきます。



外観と料理の雰囲気

## ■ 商品開発への想い

**さまざまなつながりから生まれる新商品**



ふるさと納税から誕生したアイスプリン

今でこそアイスプリン「カタラーナ」が好評いただいておりますが、この商品はふるさと納税がきっかけで誕生しました。

大崎町のふるさと納税は、返礼品としてうなぎ・豚肉・牛肉・マンゴー・パッションフルーツ等が揃っており、人気を博していました。

一方で、加工品がなかったため、「スイーツがあったらいいよね!？」という声から私に商品提供の打診があったのです。

素材にこだわることができたこと、そして、町を代表するという責任感があったことから、攻める商品開発に徹することができました。

あらゆる知恵を絞りだし、「カタラーナ」の完成をきっかけに、メディアにも取り上げていただく機会が増え、高単価でもお客様に支持していただける商品になりました。

ふるさと納税の返礼品としてお声がけいただかなければ誕生しえなかった商品です。

また、これ以外にもさまざまなコラボ商品の開発に取り組んでいます。

コラボ商品の開発にあたっては、創造力はもちろん、コラボする相手の人間性や商品のストーリー性が重要だと思っています。

人間性が高ければ力になりたいという気持ちがあふれますし、ストーリー性があればそれが付加価値になります。これが制作意欲をかき立て、私の原動力になっています。



コラボ商品の数々

## ■新型コロナウイルスの影響

### 苦境から生まれた発想と持ち前の行動力

新型コロナウイルスによって売上は減少し、以前よりかなり低い水準で乱高下を繰り返しています。

また、感染者数の増減に客足が比例し、食材の仕入れのタイミングが難しくなりました。

ただ、高齢化が進む現代において、洋食屋の売上のみで経営していくことは難しいと考えていましたので、道の駅やオンラインで購入可能な商品を準備していました。

さらに、ふるさと納税返礼品として取り上げていただいたことも、コロナ禍においても経営を続けられている理由です。

そのほか、テイクアウトに着手できたことも大きな収穫でした。

テイクアウト商品では、ワンコイン弁当等の価格競争ではなく、あくまでも外食の一環として「非日常を楽しんでもらう」ということに重点を置きました。

つまり、定食の内容・価格をそのまま弁当として提供することで差別化を図る戦略をとりました。

このテイクアウトは、実は新型コロナウイルス対策以外にも成果が出ています。

ここまで長く洋食屋を続けることができたのも、昔からの地域のお客様の支えがあってこそですが、足腰が弱ったり、車の運転ができなくなったりと様々な理由で来店できなくなったお客様もいます。そういったお客様にも、お子様やお孫さん達と一緒に自宅で非日常を味わっていただける機会を作ることにもつながりました。



テイクアウトのお弁当

さらに、このテイクアウトのノウハウを活かして、クリスマス限定のオードブルにも挑戦しました。

昨年のクリスマスの頃には新型コロナウイルスが再流行するだろうと予測していたので、隣町のお総菜屋さんと連携して試験的に取り組みました。

クリスマスは一大イベントで、ある程度の金額が設定できたこと、また、お総菜屋さんがフードコーディネーターで盛り付けにもこだわることができたこともあって、作り手として満足のいくものが提供でき、今後も継続していけるのではと手ごたえを感じたところです。



クリスマス限定のオードブル

## ■これからの未来図

### 助け合いの時代だからこそ“つながり”を大切に

新型コロナウイルスの影響で苦境に立たされましたが、強い気持ちを持つことで、様々なことを実現できました。

今後もどんな苦境に立たされようとも決して立ち止まらず、前に進むという強い気持ちを持ち続けたいと思っています。

ただし、私一人では成し得なかったと思っています。かつては「同業者＝ライバル」の関係でしたが、こういった時代であるからこそ『相互扶助』が一番重要になってきます。



アイデアや作業にしても、2人3人と増えれば、単に量が倍増するだけではなく、相乗効果もあってそれ以上の効果が必ず生まれます。

なお、令和元年に設立した「大崎町ふるさと特産品振興事業協同組合」の活動に参画しておりますが、同業者に限らず異業種とも多くのつながりができました。

異業種とのつながりができると、お花屋さんと連携して母の日にオードブルを提供してみたり、酒屋さんと連携してケータリングを実施してみたりすることも面白いかもしれません。

ここからさらに広がり、地域を越えた連携も多数生まれています。

大崎町と錦江町の連携による特産品フェアは、今年、より時間をかけて準備しました。

大崎町が推進する「リサイクル」と錦江町が推進する「林業」を掛け合わせたモニュメントも作成し、両町の強い絆を象徴するイベントになっています。

このイベントは、特産品を販売することで両町の事業者の活性化に加え、多くの方々との交流が期待されますので、新たなつながりを作る貴重な場になっています。

さらに、県域を越え、「みまたんよかもん協同組合（宮崎県三股町物産館よかもんや：宮崎県北諸県郡三股町）」との連携も生まれました。

物産館に組合員の商品を置かせていただきましたが、みまたんよかもん協同組合の皆様には販促面でも手厚く支援していただき、大きな成果を得ることができました。

販促においても、ポップの作り方など参考になることが多く、大変貴重な経験になりました。

繰り返しになりますが、これまでも多くの“つながり”に救われ、様々な苦難を乗り越えることができました。つながりを大切に、より広げながら、お互いがお互いのために助け合える、そういった環境を作っていきたいと思っています。



取 材

「最近ではやりたいことがあまりにも多すぎて時間が足りないくらいです。」と優しく微笑む坂元さんの姿が印象的でした。

後 記

大海原を航海する時の道しるべとなる南十字星のように、これからも多くの方々の道しるべとして、多岐にわたるご活躍をお祈りしています。



## バーチャル総会開催方法について学ぶ

～組合事務局講習会を開催～

本年5月に中小企業等協同組合法施行規則、及び中小企業団体の組織に関する法律施行規則、商振法施行規則が改正され、新しい総会開催方法が選択可能となりました。

そこで10月15日（金）に「バーチャル総会開催方法と新定款参考例について」というテーマで、改正の概要やバーチャル総会の開催方法、議事録例、注意点等について講習会が開催されました。

当日は、新型コロナウイルス感染防止の観点から「ZOOM」による出席も可能とし、ハイブリッド形式により開催しました。

講師は「時代の流れや新型コロナの影響によりオンライン化が進んでおり、組合総会においても検討する時期にきている。バーチャルオンリー型組合総会は定款のみならず、規約やオンラインツールの使用ルール、組合員のネット環境等、様々な課題に向き合う必要がある。組合事務局と組合員でよく検討し、必要があれば遠慮なく中央会へ相談して欲しい。」と説明しました。

参加者は、自身の組合の状況と照らし合わせながら、将来の組合総会の在り方について考えを深めていました。



当日の会場の様子

## 失敗から学ぶ経営学

～地域土着スーパーやまとの挫折と再生への意志～

11月2日（火）、鹿児島市の「ホテルレクストン鹿児島」において、若手経営者・後継者等を対象に青年部講習会を開催しました。

講師に元株式会社やまと代表取締役の小林久氏をお招きし、自らの「しくじり体験」を通して、中小企業のあるべき姿等についてお話しいただきました。

当日は、新型コロナウイルス感染防止の観点から「ZOOM」による出席も可能とし、ハイブリッド形式により開催しました。

講習会では、“地域土着”を信条に、住民から熱烈に愛され、最盛期には16店舗、64億を売り上げた「スーパーやまと」がなぜ倒産しなければならなかったのか。

また倒産後、小林氏自身も破産宣告を受けたことなど、その原因とそこから得られる学びについて、当事者だけが語ることのできる生きた「教訓」を参加者に与えていました。

参加者は、小林氏から教訓を学んだだけでなく「失敗を受け入れ、失敗から学ぶ姿勢」に感銘を受けた様子でした。



小林 久氏



当日の会場の様子



寄稿

# 中小企業におけるデジタルトランスフォーメーションの活用

有限会社インテリジェントパーク代表取締役  
(一社) AI・IoT普及推進協会 (AIPA) 九州支部支部長

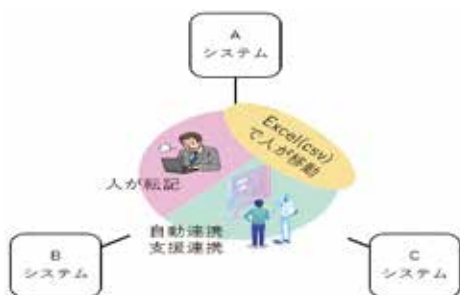
荒添 美穂



## 知って得する「DX」～助けてもらう、代行してもらう

話題のDX（デジタルトランスフォーメーション）が、どう経営に役に立つのかを4回シリーズで、お伝えする3回目は「業務の支援と自動化」について考えてみます。

ちょっと前までのIT化と言うと、パッケージのカスタマイズやERPが推奨されており、初期費用がかかり、導入後は固定資産で減価償却するというのが常識でした。しかし society4.0と5.0が推進されたここ10年間で、クラウド活用が軸となり、業界や特定業務の機能に特化したアプリが多く登場し、RPAやAIなどの自動化も進んできました。



これによって、個々の業務内容に即したクラウドシステムを何種類も契約、データを連携するための転記入力やCSV連携の処理の負担が大きくなりお困りの方も増えています。この解決策として有効なのがデータの自動連携機能です。

有効な自動連携は、以下が挙げられます。

- ① 何の確認も不要でスルッと登録して良いもの
- ② 出張経費精算などのように、人の目によるチェックや、勘定科目選択などを経て、パパッと登録したいもの
- ③ 取引先のデータなど他社との連携のように、内容次第で異なる取扱い設定が必要なもの

導入方法は、以下が挙げられます。

- A) RPA（転記など人が行うルーティーン業務をPCでの処理手順を事前登録して自動処理する仕組み・アプリ）で手順設定する自動登録
- B) CSV (Excelのようなもの) にダウンロードしたデータを手動でアップロードする取込み設定
- C) AIを活用、シーンに沿った作業提案や支援、例外対応など、柔軟な連携を実現
- D) 中小企業共通 EDI 対応のシステムを使うことで他社と連携したり、異なるシステムでも連携設定がなされるものを組み合わせたりと、システムを選定して繋ぐもの

- クラウドやRPAも複数契約すると、費用がかさむので、**自社の状況に合わせてどんな活用をするか選びましょう。**
- また、前述②の例のように、DXを業務の支援に使うこともできます。

- 中小規模事業者は、属人的能力に頼った業務が多く、人手不足や人材教育でお悩みの方も多いかと思います。そこで、教育時間の短縮や未習熟者の業務品質向上にDXを活用した事例もいくつかご紹介したいと思います。

- (1) 若い女性従業員の多い小規模建設業
  - 大学と共同で、ものづくり補助金や市のDX推進補助金などを利用。現場でスマホをかざしたら、不備や危険場所の指摘が出る、完成時の画像と重ねて確認できるなどの機能を実装したアプリを開発。また、専門用語の解説や、遠隔から現場を確認できる。



- (2) 一本釣り漁船の水産業
  - マッチングサイト経由で出会ったベンチャーと共同で、IoT機器で収集したその時の気象や海の情報などから、熟練漁師の判断を学習したAIが、種々の助言提案を行って、漁師の判断を支援。

- (3) 書類作成の多い介護施設
  - 業務フローをアプリ化し、実施事項をタップ&プルダウンや数値、音声の入力で、システムへの登録や報告書、引き継ぎ情報を自動作成することで、新人でもミスなく迷いなく業務を遂行。

皆さんのいろんな「困った」を解決へ導く手段のひとつとしてDX活用を積極的に検討してみませんか？ 専門家への無料相談を含む、導入時の補助策も有効活用してくださいね！

(次回は2月号に掲載)

## テーマ

### 第79回 「組合の名称変更」について

組合の地区や組合員資格が、設立時と大きく変わっているため、組合の名称を実態に合わせたものに変更したいと考えています。注意点や手続きの流れを教えてください。



#### はい！お答えします！

組合の名称を決定する際の注意点として以下が挙げられます。

- ① 組織実態を表す組合名称にすること  
組合名称は、組合の地区、実施事業、組合員資格、業種など、組合の組織実態が充分あらわれるように表示させることが原則です。
- ② 組合の文字の使用強制  
各組合は、その名称中に必ず用いなければならない文字があります。例えば、事業協同組合にあっては「協同組合」の文字を必ず用いなくてはなりません。
- ③ 同一名称、または誤認させる名称の使用禁止  
同一の所在場所における同一の名称の登記はすることができません。また、他の組合であると誤認させる名称は使用できません。

手続きの流れは、定款の変更に該当しますので以下の通りです。

- ① 総会の特別議決で諮る
- ② 中央会を通して所管行政庁へ定款変更認可申請を行い、認可を受ける
- ③ 法務局へ変更登記申請を行い（改印が必要な場合はこの時同時に）、登記を行う
- ④ 税務署や金融機関等の関係機関へ届出を行う



名称変更をお考えの際は、  
まずは中央会に相談して欲しいば〜



## 中小企業組合士試験問題にチャレンジ！



### 第1問

次の文章にふさわしい勘定科目を各選択肢の中から選んでください。

#### 設問1 流動資産に属さないもの

- A. 未収収益      B. 商品      C. 備品      D. 当座預金

#### 設問2 有形固定資産に属さないもの

- A. 土地      B. 建設仮勘定      C. 建物      D. 受取手形

#### 設問3 無形固定資産に属さないもの

- A. 特許権      B. 車両運搬具      C. のれん      D. 商標権

#### 設問4 繰延資産に属さないもの

- A. 広告宣伝費      B. 創立費      C. 開業費      D. 開発費

#### 設問5 組合員資本に属さないもの

- A. 出資金      B. 加入金      C. 教育情報費用繰越金      D. 前受金

### 第2問

中小企業等協同組合会計基準の事業報告書及び決算関係書類、監査制度に関する次の文章にある

①～⑤について、語群A～Pの中から最も適切なものを選んでください。

#### 設問1 決算関係書類

決算関係書類とは、①、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（又は損失処理案）をいう。貸借対照表は、継続的な会計帳簿の記録から誘導的に作成され、一定の日時における組合の②を明らかにする資産、負債、純資産の対照表である。そして損益計算書は、1事業年度の損益をその発生源泉別に収益と費用を対応して示し、組合の③を表示しようとするものである。

#### 設問2 監査制度

監査人は、監査の実施及び報告書の作成に当たって、職業的専門家としての④を払わなければならない。また監査人は、十分な⑤を入手して、財務諸表に対する自己の意見を形成するにたる合理的な基準を得なければならない。

〔語群〕

- |            |           |          |            |
|------------|-----------|----------|------------|
| A. 会計帳簿    | B. 活動状況   | C. 監査証拠  | D. 経営成績    |
| E. 公正不偏の態度 | F. 財産目録   | G. 財産状態  | H. 事業報告書   |
| I. 証憑書類    | J. 将来性    | K. 正当な注意 | L. 特別の利害関係 |
| M. 独立の意識   | N. 身分的独立性 | O. 偏見    | P. 予見      |

## 令和3年9月 情報連絡員報告

令和3年9月期における鹿児島県内45組合（傘下組合員数4,160社）の景況は次のとおり。

### 【前月比】

「業界の景況」「売上高」「在庫数量」「収益状況」「資金繰り」が6ポイント以上回復した。

県独自の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が9月末まで延長されたものの、ワクチンの普及や新規感染者数が減少に転じたことで、経済活動が徐々に再開されているようである。

### 【DI 値 前月比】

	前月	今月	比較結果
	令和3年8月	令和3年9月	
業界の景況	-22	-16	↗
売上高	-21	-12	↗
在庫数量	-8	-2	↗
販売価格	2	4	→
取引条件	-5	-7	↘
収益状況	-19	-12	↗
資金繰り	-16	-9	↗
設備操業度	-6	-2	→
雇用人員	-6	-7	↘

### 【前年同月比】

「業界の景況」「売上高」「収益状況」が大幅に改善したものの、コロナ禍以前の状況には及ばず、特に観光や飲食業関連では、まん延防止等重点措置等の影響により、休業を余儀なくされる事業者もいた。

また、原材料・燃料等の価格上昇や納期の長期化、供給量不足等を懸念する声が複数の業種から上がっている。

### 【DI 値 前年同月比】

	前年	今月	比較結果
	令和2年9月	令和3年9月	
業界の景況	-30	-16	↑
売上高	-30	-12	↑
在庫数量	-14	-2	↑
販売価格	-2	4	↗
取引条件	-12	-7	↗
収益状況	-27	-12	↑
資金繰り	-17	-9	↗
設備操業度	-9	-2	↗
雇用人員	-11	-7	→

DI 値とは、前月又は前年同月に比べ「好転・増加」したとする回答数から「悪化・減少」したとする回答数を差し引いた値です。

## 製造業

### 食料品（味噌醤油製造業）

ワクチン接種率が国民の半分を占めるようになり、徐々にその効果が現れ出して、9月末をもって鹿児島県内に出されていたまん延防止等重点措置が解除された。しかしながら、コロナ感染下での消費者の消費自粛傾向は収まらず、規制の状況下にあった9月の売上は昨年にも及ばない状況であった。

### 食料品（酒類製造業）

基腐病の影響により製造が早まり、製成数量が増えていると思われる。新型コロナウイルス感染症の影響等により、課税移出数量が減少している。

(令和3年9月分データ) (単位: kQ・%)

区分	R2.9	R3.9	前年同月比	
製成数量	12,789.7	17,284.1	135.1%	
移出数量	県内課税	2,797.6	2,639.6	94.4%
	県外課税	4,116.9	3,856.1	93.7%
	県外未納税	1,566.5	1,201.6	76.7%
在庫数量	205,700.4	196,250.7	95.4%	

### 食料品（漬物製造業）

一般野菜が高い割には動きがよくない。緊急事態宣言解除で、感染防止対策は徹底しながら人の動きが出ることを期待している。

### 食料品（蒲鉾製造業）

デパート等の商業施設では、密集密接を避けるために売上よりも感染対策を優先して取り組んでいる。デパート・空港を含め全て昨年と比べてプラスマイナス0であった。企業によると、利益の取れない店舗（テナント）を縮小したり、閉店したりしているようである。単価はそのまま、セット物商品の内容量を減らして、実質値上げをしている企業もある。また、組合員が1社廃業した。すり身・副資材の値上げが続いている。すり身がkgあたり20～30円の値上げで、調味料・容器等も値上げしている。

### 食料品（鯉節製造業）

9月は緊急事態宣言も延長され、世の中の動きも悪く厳しい状態が続いている。鯉節の消費も昨年度に比べ業務用はかなり落ち込んでいる。スーパー向けも盛り上がりがない。サバ節は生産量が少ないため、商品の動きや売上は堅調に推移している。例年9月は薩摩鯉節全国入札即売会が実施されるが、コロナ感染の影響で今年も中止となった。実習生も入国が出来ず、人手不足感が出ており、各社とも減産となっている。また、来年度に向けたリモート面接もなかなか進まない。



### 食料品（菓子製造業）

鹿児島県のまん延防止等重点措置により、観光客も人通りも少なく、依然として厳しい状況が続いている。離島は特に厳しく、週の半分は休業しているところもある。売上が40%以上落ち込んでいるが、50%を越えないため、月次支援金の申請もできず、大変な状況であるとの報告があった。

### 食料品（茶製造業）

共販実績で今年度の累計売上高（2～9月）は、前年比117.5%、9月単月では51.7%となった。

### 大島繊維物製造業

コロナ禍ではあるが、生産反数も徐々に増えてきている。

### 本場大島繊維物製造業

新型コロナウイルス感染症の状況も下火となり、奄美の世界自然遺産登録と、当組合も創立120周年を迎え、記念事業を10月下旬に行う予定である。全国小売問屋等を招待し、販売会を実施する。秋口から状況が好転することを期待している。

### 木材・木製品

4月中旬から高騰に転じた木材価格は、6月をピークに9月末現在、昨年同月比約1.4倍の高価格を維持している。一時在庫不足での価格高騰もあったが、現在は在庫量が膨らんでいる。需給不均衡になりつつあり、相場の方向性が不透明で見えづらくなっている。

### 木材・木製品

7月の県内住宅着工戸数は、昨年同月に比し約1.3倍の伸びを示した。今年1月から7月までの合計では、約106%とウッドショック下においても小幅な増で、プレカット工場は堅調に稼働した。ウッドショックの影響で、建築向けの輸入製材品が不足し、県内製材品の需要増とともに価格は高値水準（特にスギKD材）で推移している。丸太原木の価格は徐々に下落傾向にある

が、スギ（4m、径級18～28cm）の平均価格は、昨年同月に比し約1.5倍となっている。国産材の品不足と価格高騰が続けば原料調達が困難になるケースも考えられ、先行きは不透明である。

### 生コン製造業

9月度の出荷量は115,838立米（前年比123.2%、うち官公需は53,798立米（同比120.8%）、民需は62,040立米（同比125.3%））で、官公需、民需ともに増加した。増加した地域は11地域（増加率順に串木野326.5%、甕島316.3%、南隅241.9%）で、残り5地域が減少（減少率順に屋久島62.6%、宮之城68.0%、出水77.6%）した。なお、鹿児島地域は対前年比で、官公需135.7%、民需111.6%、合計119.3%となっている。

### コンクリート製品製造業

9月度の出荷量は、7,248トンの前年同月比106.9%となった。出荷実績は、川薩地区、大隅地区、熊本地区、奄美地区が前年度同月比を上回り、他の地区は下回る結果となった。受注量については、約1年ぶりに前年度を上回った。これからの受注に期待したい。

### 鉄鋼・金属（機械金属工業）

鋼材及び高力ボルトの納期が長期化して受注に影響が出ている。特に小物件のボルトの段取りが出来ず、建て方の予定が組めない。今後の見積りは、工期についても心配せざるを得ない。

### 畳製造業

畳床や畳表等、畳材の値上りで収益が減少している。

### 印刷業

今年度も半分が過ぎ、業界の景況に関する希望的な事柄は残念ながら見いだせない。ただ、政治的な動き、それに伴う選挙での印刷物への需要は一時的に出てくる見通しである。9月末で全国的な緊急事態宣言が解除、緩和されたとはいえ、まだまだ油断ならないコロナ問題に対し、忍耐の日が続く。

## 非製造業

### 総合卸売業

コロナによる業績影響は大きくないとの声が比較的多い。コロナよりも金属、穀物、油脂等、原材料価格の上昇に対する警戒感が強い様に見受けられる。

### 燃料小売業（LPガス協会）

10月積み中東産の液化石油ガスはプロパンが800ドル（前月比+135ドル）、石油化学原料のブタンは795ドル（前月比+130ドル）と大幅に上昇した。原油市況は高騰、新型コロナ禍からの脱却期待感と経済回復、インド需要の堅調需要等で一時タイト感が強まった。しかし、アメリカ産はパナマ運河の渋滞が緩和、供給懸念が後退したものの原油市況に引きずられ上昇した。一方、ガス器具は半導体の供給不足の影響を受け、発注から納品までの期間が遅れており、営業活動に支障をきたしている。

### 中古自動車販売業

9月に入り、天候にも恵まれ、来店客も増えてきて少しは改善されてきているようである。しかし、半導体不足等の関係で、新車の供給が遅れ、タマ不足に陥っ

ている。その影響で、価格が高騰し、高年式はもとより全ての車の需要が高まり、仕入れが非常に困難で在庫が少なくなっている。新型コロナウイルス感染症も大分落ち着いてきたので、早期の終息を願っている。

### 青果小売業

売上は前年同月比103.4%、累計前年比138.4%であった。8月中旬までの長雨の影響で入荷量が減少し、野菜の価格が高騰した。また、まん延防止等重点措置が適用されたことによる巣ごもり需要の影響か、量販店の売上が好調だった反面、飲食関係・ホテル関係の納品業者は苦境に立たされており、景況は二極化している。

### 農業機械小売業

前年同月比で売上高が増加したものの、コロナ禍以前には届いていない。

### 石油販売業

9月上旬は、前月に続いてコロナ感染防止、長雨、冷夏の影響で動きが鈍かったものの、シルバーウィークから徐々に回復基調の兆しが始まった。一方、原油価格が上昇基調にあり、元売仕切り価格も上昇を続けた

ため、小売業界は価格転嫁を余儀なくされ厳しい状況が続いている。

## 鮮魚小売業

台風や天候不良の影響で、入荷が少ないうえに種類も少ない。小売店では客足も遠のいている。コロナの影響で運動会は中止や午前中のみとなり、お弁当の材料も売れないため、厳しい状況が続いている。

## 運動具小売業

前月からのコロナ感染者数増加による緊急事態宣言等の影響で売上が低下し、来店客も減少、大会等が中止となった。この状態が続くと、今後、**事業継続や資金繰りが厳しくなる**。

## 商店街（始良市）

通りでは大型スーパーがリニューアルのため流れが変わった気もするが、**空き店舗に仮店舗がオープン**し、シャッター街のイメージが払拭されることを期待している。

## 商店街（鹿児島市）

9月は更に厳しい状況となった。まん防や来街者減少も大きな影響だが、各店舗は**広報にお金を使わず固定客との商売が中心**となっている。顧客償却でシニア層が減るなか、新客を獲得するタイミングがコロナ禍のためつかめない。9月末に感染者数が減少してきたため、10月以降の商売方法を思案する事業者が増えた。商店街は、理事会で12月までの「通り会費（賦課金）」の減額を決めている。新店舗も2店舗開店予定（11月頃）で、ビルごと売却のオーナーもいる。商店街のプレミアム付商品券発行を11月に計画中。10月中旬からはまちゼミを開催する。

## 商店街（鹿児島市）

飲食業は9月30日まで休業していたため、売上が減少した。**商店街の通行量が減少**し、小売業も大幅な売上減少に至っている。

## サービス業（旅館業 / 県内）

全国各地の緊急事態宣言等の影響もあり、**休業日が多くあった**。秋の行楽シーズン、冬休みは人出がどこまで回復するか予想がしにくい状況である。忘年会・新年会も、コロナ禍以前より少ないと思われるため、まだ新型コロナウイルスの影響は続くことが予想される。

## 測量設計業

**災害等の業務が多く発注**されており、どの業者も忙しく手が回らない状況が続いている。資金繰りについては、金融機関からの提案も多く、状況は好転しているように感じる。しかし、アメリカの金融緩和縮小がどの程度影響してくるかは非常に心配である。

## 旅行業

新型コロナウイルス感染症拡大による県独自の緊急事態宣言の発令及び本県が「まん延防止等重点措置」地区に適用されたことで、県や各行政で実施していた**観光支援策の取扱いが中止及び自粛要請となり、業況は悪化**に転じたままの状態となっている。

## 建築設計監理業

9月の公共団体等の入札状況は、件数が約26件、契約

金額が約5.2千万円で、8月（23件、約6.1千万円）と比較すると、件数はほぼ横ばいであったが、契約金額は大型物件がなかったこともあり減少している。一方、新設住宅着工戸数は、3月から対前月で4カ月連続増加、7月には今年初の1,000戸台となっており、これが明るい兆しとなることを期待したい。

## 自動車分解整備・車体整備業

前年9月と比較すると、**車検台数が僅かながら増加**した。10月1日から車検時の法定手数料（印紙代）が400円値上げされる。2024年10月から車載式故障診断装置（OBD）の活用検査が予定されている。そのため追加手数料として既存の手数料と併せて納付する。

## 電気工事業

**官庁工事は、少し減少傾向**にある。また、職人不足の状態が続いている。民間工事は、例年通りで件数的にも維持されている。

## 造園工事業

公共工事の公園草刈り、準用河川草刈り等の業務があり、業務量が多かった。売上は、昨年同月と比べると台風等の災害がなかったため**例年通りに推移**した。

## 管工事業

ベトナムのコロナ感染拡大に伴う部品供給工場の操業停止により、**一部のメーカーの洗浄機能付便座・便器に納期の遅延**がみられるようになった。現在のところ、回復は10月末頃との予測だが、今後の感染状況によっては、更に長期にわたり影響を及ぼすものと思われる。

## 建設業（鹿児島市）

**公共工事費減により発注件数が減少**しているが、「防災・減災、国土強靱化投資」を拡充し、災害に強い地域づくりを推進するとして岸田自民党総裁が誕生したことから、大いに期待したい。

## 建設業（南さつま市）

南薩地区（南さつま市、南九州市、枕崎市）の公共工事（土木）は、前年同月に比べ市の発注工事は微増しているが、県の発注工事が大きく減少しており、**全体の対前年同月比は74.5%**、対前年同期比においても74.8%となっている。

## 貨物自動車運送業

県下162運動事業者の燃料の購買動向は、**前月と比較して111.46%に増加**、前年同月と比較して**95.57%に減少**した。

## 運輸業（個人タクシー）

組合員の多くが**対前々年度50%以上の売上減少**。中には40%程の減少に留まっている者もいるが、営業日数を増やした為とみられる。まん延防止措置の解除が、すぐに人流の増加に繋がるか不透明であるが、期待している。

## 運輸・倉庫業

例年9月は荷動きが悪いが、コロナの影響か物流が少なかった。関西等の上っている車両が無いため、下り荷を取れる車両もない状況だった。**人件費増や燃料価格高騰が収支を圧迫**している。

## 令和3年10月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)  
 (株)帝国データバンク 鹿児島支店

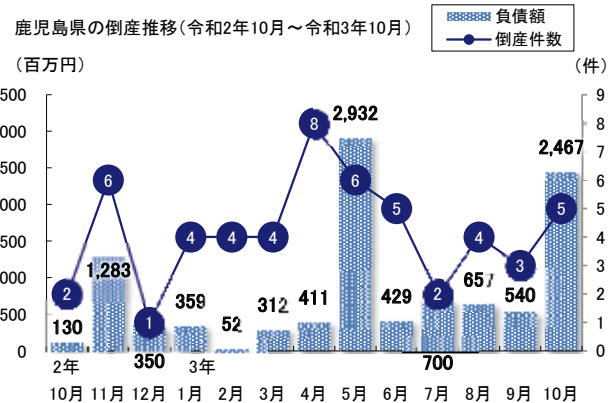
### 件数 5件 負債総額 24億6,700万円

〔件数〕 前年同月比 3件増 〔負債総額〕 前年同月比 1797.7% 増

#### ポイント

～負債総額が前月・前年同月比ともに大幅増加～

- ◆鹿児島県の10月の倒産件数は5件で、前月比2件増、前年同月比3件増となった。負債総額は前月比、前年同月比ともに大幅に増加し、今年に入り2番目に多くなった。これは(株)B(仮想通貨交換)18億1,700万円の破産があり、総額を押し上げた形である。新型コロナウイルス関連倒産は3カ月連続で発生がなく、倒産集計上では累計10件である。
- ◆態様別では全て「破産」、主因別では3件が「販売不振」だった。
- ◆業種別、規模別、業歴別、地域別に偏りはなかった。



#### 【今後の見通し】

鹿児島県の10月の倒産件数及び負債総額は前月比、前年同月比ともに増加した。特に負債総額は大型倒産の発生で多額となった。ただ、倒産件数は引き続き低水準であり、新型コロナウイルス関連倒産の発生はなかった。

帝国データバンクが毎月行っている「TDB景気動向調査」によると、鹿児島県の10月の景気DIは42.9で前月より5.6ポイント改善し、3カ月ぶりの改善となった。その他を除く9業界中、悪化はなく、7業界が改善となった。新型コロナウイルス感染状況が落ち着き、イベント企画の発生などプラスとなる声がある。ただ、感染状況次第の営業環境には変わりなく、しばらく景況感是不安定な状況が続くものと推察される。

2021年10月28日に(株)九州経済研究所が発表した「県内景況」によると、「全体として弱含んでいる」との判断となった。生産活動では半導体需要の高まり、スマホ、5G関連は好調で、8月の焼酎生

産、6月のかつお節生産、9月の紙パルプ生産は前年を上回った。畜産関連は9月の子牛出荷頭数及び価格、肉用牛(和牛)の枝肉価格、8月の枝肉生産量、ブロイラー相場(むね肉)、鶏卵相場は前年を上回ったが、豚肉相場、9月のブロイラー相場(もも肉)は前年を下回った。消費関連では、8月の百貨店・スーパー販売、家電大型専門店、コンビニエンスストア、9月の乗用車新車販売は前年を下回った。観光関連は9月の主要ホテル・旅館宿泊客数は7カ月ぶりに前年を下回った。

10月は倒産件数、負債総額ともに前年同月を上回り、特に大型倒産の発生により負債総額は大幅な増加となった。ただ、倒産件数は引き続き低水準であり、新型コロナウイルス関連倒産の発生もなく、景気DIも久しぶりに40ポイント台に乗るなど明るい兆しも見えている。それでも、景気は新型コロナウイルスの流行次第といった構図には変わりはなく、倒産の発生状況は注視する必要がある。

#### 令和3年10月 主な企業倒産状況(法的整理のみ)

企業名	業種	負債総額(百万円)	資本金(千円)	所在地	態様
(株)B	仮想通貨交換「みなし業者」	1,817	10,000	鹿児島市	破産
(株)R	老人福祉業	397	25,000	大隅地区	破産
(株)E	老人福祉業	213	6,000	大隅地区	破産
(有)H	建設機械販売	30	2,000	南薩地区	破産
A(同)	出版業	10	1	大隅地区	破産

※主因別では、「販売不振」3件。



令和3年12月	
5日(日) 10:00～	<b>令和3年度中小企業組合検定試験</b> 鹿児島市「中央会会議室」
6日(月) 14:00～	<b>中央会理事会</b> 鹿児島市「城山ホテル鹿児島」
6日(月) 15:00～	<b>商工中金協力会講演会</b> 鹿児島市「城山ホテル鹿児島」
10日(金) 14:00～	<b>地域別交流懇談会(大隅地区)</b> 鹿屋市「鹿屋商工会議所」
14日(火) 14:00～	<b>地域別交流懇談会(大島地区)</b> 奄美市「奄美観光ホテル」

令和4年1月	
5日(水) 10:00～	<b>令和4年 中央会年始会</b> 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
18日(火) 13:30～	<b>組合自治監査講習会</b> 鹿児島市「レクストン鹿児島」

P.58 組合のスペシャリストを目指そう！  
～中小企業組合士試験問題にチャレンジ～

### 解答

#### 【第1問】

(設問1) C (設問2) D (設問3) B  
(設問4) A (設問5) D

#### 【第2問】

①F ②G ③D ④K ⑤C



表紙・本文中で登場する  
ぐりぶー&さくらとその子供達は  
鹿児島県のPRキャラクターです♪  
©鹿児島県ぐりぶー・さくら#811

情報誌へのご意見・ご要望はこちらまで  
magazine@satsuma.or.jp

## 中小企業かごしま

(令和3年度 活性化情報第3号)

発行人：鹿児島県中小企業団体中央会  
会長 小正芳史

〒892-0821

鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階

TEL：099-222-9258

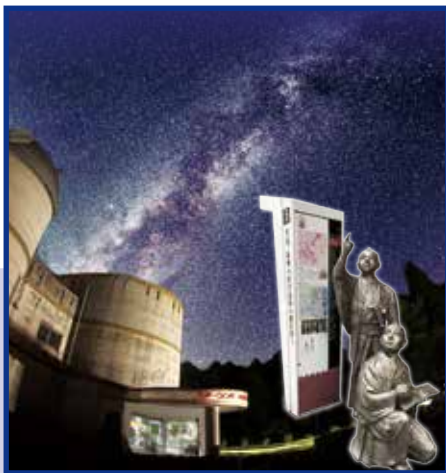
FAX：099-225-2904

HP：https://www.satsuma.or.jp/

印刷所：斯文堂株式会社

写真協力：始良市

スターランド AIRA



時標「重豪、薩摩の科学技術の礎を築く」  
スターランド AIRA

### 今月の表紙

## 重豪、薩摩の科学技術の礎を築く

安永8(1779)年、島津家第25代当主島津重豪は天文台の明時館(天文館)を設置し、薩摩暦を作成しました。

重豪はそのほかにも藩校造士館や医学院などを創設しました。その先進性は第28代斉彬に継承され、明治維新への基礎を築きました。

背景のスターランド AIRA(スターランドあいら)は、始良市立の天文台です。1階はドーム状の多目的スペース、2階がプラネタリウムになっています。3階の観測室では、口径40センチメートルのカセグレン式天体望遠鏡が設置されており、流れ星や季節の星座などを楽しめます。